資料１

平成２８年度食品安全委員会運営計画の実施状況の中間報告について

目　次

第１　平成２８年度における委員会の運営の重点事項・・・・・・１
（１）事業運営方針
（２）重点事項

第２　委員会の運営全般・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３
（１）委員会会合の開催
（２）企画等専門調査会の開催
（３）食品健康影響評価に関する専門調査会の開催
（４）委員会と専門調査会の連携の確保
（５）リスク管理機関との連携の確保
（６）事務局体制の整備

第３　食品健康影響評価の実施・・・・・・・・・・・・・・・・６
１　リスク管理機関から食品健康影響評価を要請された案件の着実な実施
２　評価ガイドライン等の策定
３　「自ら評価」を行う案件の定期的な点検・検討及び実施

第４　食品健康影響評価の結果に基づく施策の実施状況の監視・・８
１　食品健康影響評価の結果に基づく施策の実施状況の調査
２　食品安全モニターからの報告

第５　食品の安全性の確保に関する調査・研究事業の推進・・・・９
１　食品健康影響評価技術研究の推進
２　食品の安全性の確保に関する調査の推進

第６　リスクコミュニケーションの促進・・・・・・・・・・・・11
１　様々な手段を通じた情報の発信
２　「食品の安全」に関する科学的な知識の普及啓発」
３　関係機関・団体との連携体制の構築

第７　緊急の事態への対処・・・・・・・・・・・・・・・・・・・14
１　緊急事態への対処
２　緊急事態への対処体制の整備
３　緊急時対応訓練の実施

第８　食品の安全性の確保に関する情報の収集、整理及び活用・・・・・・14

第９　国際協調の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・15
（１）国際会議等への委員及び事務局職員の派遣
（２）海外の研究者等の招へい
（３）海外の食品安全機関等との連携強化
（４）海外への情報発信

（参考資料）
参考１　平成２９年度予算概算要求及び機構・定員要求の概要について・１

参考２　食品健康影響評価の審議状況・・・・・・・・・・・・・・・４

参考３　食品健康影響評価技術研究及び食品安全確保総合調査の状況・・５

参考４　情報発信、意見交換会等の現状・・・・・・・・・・・・・・13

参考５　食品安全に関するリスクコミュニケーション等の今後の取組方針
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・22

参考６　平成２８年度食品安全委員会緊急時対応訓練の骨子・・・・・・23

（別紙）
平成２８年度食品安全委員会運営計画別紙

平成２８年度食品安全委員会運営計画の実施状況の中間報告について

記　　載　　事　　項	１１／３０までに実施した事項	今後の予定
第１　平成２８年度における委員会の運営の重点事項 （１）事業運営方針 　食品安全委員会（以下「委員会」という。）は、引き続き、食品安全基本法（平成１５年法律第４８号）に定める基本理念及び施策の策定に係る基本的な方針並びに「食品安全基本法第２１条第１項に規定する基本的事項」（平成２４年６月２９日閣議決定）に基づき、国民の健康の保護を最優先に、委員会の所掌事務を円滑かつ着実に実施するとともに、委員会の業務改善を進めていく。	○　概ね左記「事業運営方針」に則り、食品安全委員会（以下「委員会」という。）の運営を行った。	○　引き続き「事業運営方針」に則り委員会の運営を行う。
（２）重点事項 ①　食品健康影響評価の着実な実施 　効率的な情報収集、計画的な調査審議、より迅速かつ信頼性の高い新たな評価方法の検討の開始及び活用、事務局体制の強化により、食品健康影響評価を着実に実施する。	○　電子ジャーナル及び文献検索ソフトの有効活用、海外の研究者の招へい、リスク管理機関との連携等により、効率的な情報収集を行った。 ○　委員会決定等に基づき、委員会を３１回、専門調査会等を計８１回開催し、１５４案件の評価依頼を受け、１６１案件の評価を終了する等、計画的な調査審議を行った（第３の１（１）～（３）参照）。 ○　食品安全委員会の直下に専門調査会と同等の位置づけとする「清涼飲料水等に関するＷＧ」及び「評価技術企画ＷＧ」を新たに設置した。特に、評価技術企画ＷＧにおいては、新たな評価方法の食品健康影響評価への活用に向けた課題及び今後の進め方について話し合った。（第３の２、第９（２）参照） ○　２７年度自ら評価案件に決定した「アレルギー物質を含む食品」については、評価方法を検討するため、調査事業を開始した。	○　引き続き、効率的な情報収集を行う。 ○　引き続き、計画的な調査審議を行う。 ○　引き続き、必要に応じてワーキンググループの設置を検討する。 ○　引き続き、調査事業を実施し、今年度中にとりまとめる。
②　リスクコミュニケーションの戦略的な実施 　食品健康影響評価等の科学的知見に基づく食品の安全性に関する国民の一層の理解の促進のため、「食品の安全に関するリスクコミュニケーションのあり方について」（平成２７年５月２８日企画等専門調査会取りまとめ）を踏まえ、科学的知見の体系的な提供、対象者・状	○　東京都立小・中学校の栄養教諭等を対象とした食品安全に関する研修会を開催した。（参考４） ○　食中毒等をテーマに、報道関係者を対象とした意見交換会を行った（３回）。（参考４） ○　食中毒等をテーマに、消費者団体との情報交換会を行った（２回）。（参考４） ○　消費者庁等の関係省庁と連携し、食品中の放射性物質に係る意見交換会（６回）を開催し	○　今後、参考５の取組方針に基づき実施する予定。

況に応じた情報提供、マスメディア・消費者団体等との連携強化など、戦略的にリスクコミュニケーションを実施する。	た。（参考４） ○　食品安全委員会委員によるリスクアナリシス講座（地方開催）を開催した（８カ所）。（参考４）	
③　研究・調査事業を活用した新たな評価方法の企画・立案 　食のグローバル化や新たな危害要因の出現に対応するため、国内外の最新の知見を収集するとともに、研究・調査事業を活用し、新たな評価方法の検討を行う。研究・調査事業については、透明性を確保するため、事業実施の各段階において外部有識者によるレビューを行うとともに、成果を積極的にリスク評価に活用する。	○　平成２９年度に委員会が優先的に実施すべき研究・調査課題を具体的に示した「食品健康影響評価技術研究及び食品安全確保総合調査の優先実施課題（平成２９年度）」（以下「優先実施課題」という。）を取りまとめ（第５の１（１）及び２（１）参照）、研究課題について公募を行った。 ○　自ら評価案件に決定した食物アレルギーのリスク評価の実施に向け、調査事業において、国内外の知見を収集するとともに、検討会を立ち上げ、我が国がリスク評価方法を開発する際の課題の抽出等について調査審議を行った。 ○　昨年度整備した、外部有識者による３部会制の評価実施体制（事前・中間評価部会、事後評価部会及びプログラム評価部会）により、リスク評価に資する研究・調査事業を推進した。	○　事前・中間評価部会を開催し、平成２９年度に実施する研究及び調査課題を選定する。 ○　引き続き、調査事業を実施し、今年度中にとりまとめる。 ○　１２月に、第２回プログラム評価部会を開催し、プログラム評価の方針を策定する予定。
④　海外への情報発信及び関係機関との連携強化 　委員会の活動が海外でも認められ、かつ、委員会の機能強化に資するよう、海外への情報発信を積極的に実施する。また、平成２７年度以前に協力文書を締結した機関との定期的な会合等、海外の関係機関との意見交換・情報交換を積極的に行い、連携を更に強化するとともに、新たな協力文書の締結について協議を行う。	○　海外への情報発信については、評価書等の英訳及びホームページへの掲載、英文電子ジャーナルの発行など、様々な手段を用いて、引き続き積極的に取り組んでいる。（第９の４参照） ○　各関係機関と以下のように連携を実施。（第９の３参照） ・ＥＦＳＡ（ＥＵ）：締結済みの協力文書に基づき、情報交換等を通じて連携を継続。 ・ＦＳＡＮＺ（豪州・ＮＺ）：締結済みの協力文書に基づき、情報交換等を通じて連携を継続。 ・ＡＳＡＥ（ポルトガル）：１１月３、４日に佐藤委員長他事務局員３名が出張し、意見交換を実施するとともに、佐藤委員長がＡＳＡＥ主催のフォーラムで講演を行った。 ・ＡＮＳＥＳ（フランス）：１１月７日に佐藤委員長他事務局員３名が出張し、意見交換を実施。 ・ＢｆＲ（ドイツ）：７月にＢｆＲ長官が来訪し、意見交換を行うとともに、新たに協力覚書を締結。	○　平成２８年１月に、ＥＦＳＡを訪問し、第四回定期会合を実施予定。また、その際に、ＢｆＲを訪問し、連携に関する意見交換を行う予定。
⑤　緊急時対応の強化 　関係府省と連携しつつ、不断に緊急時対応の強化を図る。	○　平成２８年度食品安全委員会緊急時対応訓練計画（平成２７年２月１０日食品安全委員会決定。以下「訓練計画」という。）に基づき緊急時対応訓練の実務研修を実施すること等により、緊急時対応体制の強化を図った。（第７の３参照）	○　消費者庁の総合調整の下、関係省庁と合同で緊急時対応の確認訓練を実施する予定。

<table>
<tr>
<td>第２　委員会の運営全般

（１）委員会会合の開催
　原則として、毎週１回、委員会の委員長が委員会に諮って定める日に、公開で委員会会合を開催する。なお、緊急・特段の案件については、臨時会合を開催し、対応する。</td>
<td>○　火曜日１４時を定例とし、平成２８年度食品安全委員会運営計画（以下「運営計画」という。）に基づき、原則毎週１回、計３１回開催した。

○　臨時会合の開催実績はなかった。

○　公衆衛生を学ぶ大学生や厚生労働省のインターンシップ生などの幅広い層が傍聴するなど、広く開かれた委員会会合に努めた。</td>
<td>○　引き続き、運営計画に基づき開催。</td>
</tr>
<tr>
<td>（２）企画等専門調査会の開催
　平成２８年度の企画等専門調査会については、別紙１のスケジュールで開催する。</td>
<td>○　第１８回会合（６月２日）
・「平成２７年度食品安全委員会運営状況報告書（案）」について事務局の説明を受け、審議の結果、一部修正の上、委員会会合で報告することとなった。
・「平成２８年度「自ら評価」案件の決定までのフロー（案）」等に基づき事務局から説明があり、審議の結果、自ら評価の案件選定の進め方について了承され、事務局で手続を進めることとなった。
・「平成２８年度食品安全委員会緊急時対応訓練の骨子」に基づき平成２８年度の緊急時対応訓練の内容等について事務局の説明を受けた。</td>
<td>○　平成２９年２月６日に第２０回会合を開催し、次の事項について審議予定である。
・　平成２９年度食品安全委員会運営計画（案）について
・　平成２８年度食品安全委員会が自ら行う食品健康影響評価案件の選定について
・　平成２８年度食品安全委員会緊急時対応訓練結果及び平成２９年度緊急時対応訓練計画（案）について</td>
</tr>
<tr>
<td>（３）食品健康影響評価に関する専門調査会の開催
　必要に応じ、以下に掲げる方策を活用しつつ、専門調査会を開催する。
　既存の専門調査会での審議が困難な課題や複数の専門調査会に審議内容がまたがる課題について、効率的な調査審議を実施するため、</td>
<td>○　食品健康影響評価に関する専門調査会の開催状況については以下のとおりである。
（単位：回）

<table>
<tr><th>専門調査会等名</th><th>開催実績</th></tr>
<tr><td>添加物専門調査会</td><td>５</td></tr>
<tr><td>農薬専門調査会</td><td>２８</td></tr>
<tr><td>動物用医薬品専門調査会</td><td>８</td></tr>
<tr><td>器具・容器包装専門調査会</td><td>１</td></tr>
<tr><td>汚染物質等専門調査会</td><td>－</td></tr>
<tr><td>微生物・ウイルス専門調査会</td><td>１</td></tr>
<tr><td>プリオン専門調査会</td><td>４</td></tr>
<tr><td>かび毒・自然毒等専門調査会</td><td>５</td></tr>
<tr><td>遺伝子組換え食品等専門調査会</td><td>８</td></tr>
<tr><td>新開発食品専門調査会</td><td>４</td></tr>
</table>
</td>
<td>○　引き続き、運営計画に基づき専門調査会を開催する。</td>
</tr>
</table>

肥料・飼料等専門調査会	５
栄養成分関連添加物ＷＧ	４
薬剤耐性菌に関するＷＧ	３
清涼飲料水等に関するＷＧ	２
評価技術企画ＷＧ	２
計	８０

（注）開催回数には部会・幹事会の開催回数も含まれる。

①　原則として、委員会の下に専門調査会と同等の位置づけとするワーキンググループを設置 ②　専門調査会の下に部会を設置	○　４月に「清涼飲料水等に関するＷＧ」及び「評価技術企画ＷＧ」を設置した。	○　必要に応じてワーキンググループの設置を検討する。
③　専門調査会に他の専門調査会の専門委員を招いて調査審議	○　添加物専門調査会において、９月、１０月及び１１月に、アレルギー等に関する知見を有する汚染物質専門調査会の専門委員が１名参加して「加工助剤に関する食品健康影響評価指針」の調査審議を行った。 ○　添加物専門調査会において、１０月（うちアレルギーの知見を有する遺伝子組換え食品等専門調査会の２名は書面）及び１１月に、微生物又はアレルギーに関する知見を有する遺伝子組換え食品等専門調査会の専門委員が各分野２名参加して「加工助剤に関する食品健康影響評価指針」の調査審議を行った。 ○　動物用医薬品専門調査会において、７月に、遺伝子組換えに関する知見を有する遺伝子組換え食品等専門調査会の専門委員が１名参加して「ペグボビグラスチム」の調査審議を行った。 ○　動物用医薬品専門調査会において、１０月に、遺伝子組換えに関する知見を有する遺伝子組換え食品等専門調査会の専門委員が１名参加して「豚繁殖・呼吸障害症候群生ワクチン（フォステラPRRS)」の調査審議を行った。 ○　かび毒・自然毒等専門調査会において、７月に遺伝毒性に関する知見を有する農薬専門調査会の専門委員が１名、１０月に生殖発生毒性に関する知見を有する農薬専門調査会の専門委員が１名参加して「フモニシンに係る健康影響評価について」の調査審議を行った。 ○　新開発食品専門調査会において、８月及び１０月に、生殖発生毒性に関する知見を有する動物用医薬品専門調査会の専門委員１名及び栄養学に関する知見を有する栄養成分関連添加物ＷＧの専門委員３名が参加して「ピュアカム葉酸、ピュアカム葉酸ＭＶ」の調査審議を行った。 ○　栄養成分関連添加物ＷＧにおいて、５月（書面）及び６月に、生殖発生毒性に関する知見を有する添加物専門調査会の専門委員が１名参加して「炭酸カルシウム」の調査審議を行っ	○　引き続き、必要に応じて、専門調査会に他の専門調査会の専門委員を招いて調査審議を行う。

	た。 ○　評価技術企画ＷＧにおいて、８月に、毒性データベースに関する知見を有する添加物専門調査会等の専門委員２名が参加して、国内外の反復投与毒性データベース及び毒性ツールの現状等について調査審議を行った。	
④　関係する専門調査会を合同で開催	○　合同で開催した案件はなかった。	
（４）委員会と専門調査会の連携の確保 案件に応じ、委員会と専門調査会の間で連絡・調整等を行うための会議を開催する。	○　専門調査会における円滑な調査審議を図るため、原則としてすべての専門調査会に委員会委員が出席し、情報提供を行うとともに、必要に応じて助言を行った。 ○　評価技術企画ＷＧにおいて、データベースの整備を中心に、各専門調査会に共通して関連する分野について、調査審議を行った。	○　引き続き、専門調査会における円滑な調査審議を図るため、委員会委員が専門調査会へ出席し、必要に応じて助言を行うこととする。 ○　引き続き、調査審議を行う。
（５）リスク管理機関との連携の確保 食品の安全性の確保に関する施策の整合的な実施等の観点から、関係府省連絡会議等を通じ、リスク管理機関との連携を確保する。	○　関係府省連絡会議幹事会が、原則として毎週１回開催され、関係府省との連携を図った。 ○　関係府省のリスクコミュニケーション担当課室長級をメンバーとしたリスコミ担当者連絡会議が、原則として隔週で開催され、１７回会議が行われた。 ○　食品リスク情報関係府省担当者会議を、平成２８年４月から１１月まで、毎月１回開催した。 ○　第２回カンピロバクター情報交換会が開催され（平成２８年１０月）、厚生労働省、農林水産省及び食品安全委員会の担当者が集まり、カンピロバクター対策に関する調査研究の進捗状況について情報交換を行った。 ○　内閣官房及び関係府省と協同し、４月に我が国の「薬剤耐性（ＡＭＲ）対策アクションプラン」を策定・公表した。	○　引き続き、関係府省連絡会議幹事会が、原則毎週１回開催される予定。 ○　引き続き、リスコミ担当者連絡会議が隔週で開催される予定。 ○　引き続き、食品リスク情報関係府省担当者会議を月１回開催する予定。 ○　引き続き、各府省が進めている調査研究等について情報の交換と発信を行う。 ○　食品健康影響評価の一層の推進や改善の観点から、リスク管理機関が行うワンヘルス動向調査の推進に積極的に協力していく。
（６）事務局体制の整備 評価体制等の充実を図るため、必要な予算及び機構・定員を確保する。	○　より迅速かつ的確なリスク評価を行うため、新たな評価方法の企画・立案機能の強化に必要な予算及び機構・定員を要求した。（参考１）	○　機構・定員、予算要求の査定結果を踏まえ、所要の措置を講ずる。

第３　食品健康影響評価の実施 １　リスク管理機関から食品健康影響評価を要請された案件の着実な実施 （１）リスク管理機関から食品健康影響評価を要請された案件について 　評価要請の内容に鑑み、食品健康影響評価に必要な追加情報を求めた場合その他特段の事由がある場合を除き、早期に食品健康影響評価が終了するよう、計画的・効率的な調査審議を行う。	○　早期に食品健康影響評価を終了できるよう、計画的な調査審議を行った。（参考２） ・これまでのリスク評価対象案件数 ２，６０６案件（うち今年度に評価依頼のあった案件　１５４案件） ・これまでに評価が終了した案件数（「自ら評価」案件を含む。） ２，２２９案件（うち今年度に評価を終了した案件　１６１案件）	○　引き続き、計画的な調査審議を行う。
（２）企業からの申請に基づきリスク管理機関から要請を受けて行う食品健康影響評価について 　「企業申請品目に係る食品健康影響評価の標準処理期間について（平成２１年７月１６日委員会決定）」に基づき、標準処理期間（追加資料の提出に要する期間を除き１年間）内に評価結果を通知できるよう、計画的な調査審議を行う。	○　該当品目については、処理期間を管理しつつ、計画的な調査審議を行った。 ・今年度に評価依頼があった件数　５３件 ・今年度に評価が終了した件数　５１件（うち、期間内に処理した件数５０件）	○　引き続き、標準処理期間内に評価が終了できるよう、計画的に調査審議を行う。
（３）いわゆるポジティブリスト対象品目の食品健康影響評価について 　「暫定基準が設定された農薬等の食品健康影響評価の実施手順」（平成１８年６月２９日委員会決定）に基づき、計画的な調査審議を行う。	○　いわゆるポジティブリスト対象品目について、計画的な調査審議を行った。 ・今年度に評価依頼があった件数　０件 ・今年度に評価が終了した件数　　６件	○　引き続き、計画的な調査審議を行う。
２　評価ガイドライン等の策定 　食品健康影響評価の内容について、案件ごとの整合性を確保し、調査審議の透明性の確保及び円滑化に資するため、必要に応じ、評価ガイドライン（評価指針、評価の考え方等）の策定を進める。平成２８年度においては、ワーキンググループを立ち上げ、専門家による審議及び海外の評価機関等の動向を踏まえつつ、定量的構造活性相関（QSAR）及びベンチマークドーズ法を用いた評価並びに遺伝毒性発がん物質の評価に関するガイドライン作成のための検討を開始する。	○　４月に評価技術企画ＷＧを設置し、リスク評価に資する最先端の技術をどのようにリスク評価の実践に導入するか検討を開始したところ。 ○　平成２７年度に取りまとめられた研究成果を基に、第６０６回食品安全委員会において、香料に関する食品健康影響評価指針を取りまとめた。また、我が国における加工助剤及び栄養成分関連添加物に関する食品健康影響評価のための指針の策定に向け、添加物専門調査会及び栄養成分関連添加物ＷＧにおいて審議を開始した。 ○　１０月３１日の第１４１回農薬専門調査会幹事会において、「農薬の食品健康影響評価における肝肥大の取扱いについて」（以下「取扱い」という。）が決定され、この時期以降に調査	○　引き続き、定量的構造活性相関（QSAR）等の評価方法について調査審議を行う。 ○　加工助剤及び栄養成分関連添加物に関する食品健康影響評価のための指針については、引き続き、調査審議を行い、今年度中に取りまとめる予定。 ○　農薬の評価に当たっては、取扱いに基づいて調査審議を行う。

	審議される農薬については、必要に応じて肝肥大が毒性影響であるか適応性変化であるかについて取扱いに基づき調査審議を行った。	
３　「自ら評価」を行う案件の定期的な点検・検討及び実施 （１）「自ら評価」案件の選定 　平成２８年度における「自ら評価」案件の選定については、「食品安全委員会が自ら行う食品健康影響評価に関し企画等専門調査会に提出する資料に盛り込む事項」（平成１６年５月２７日委員会決定）及び「企画等専門調査会における食品安全委員会が自ら行う食品健康影響評価対象候補の選定の考え方」（平成１６年６月１７日委員会決定）を踏まえ、別紙２に掲げるスケジュールで実施する。	○　別紙２に掲げるスケジュールを踏まえ、７月７日から８月５日まで自ら評価案件の外部募集（パブリックコメント）を実施し、提案があった案件候補等について、情報の収集や整理を行った。	○　企画等専門調査会において案件選定を進める。
（２）「自ら評価」の実施 　平成２７年度までに選定された「自ら評価」案件であって、次に掲げるものについては、それぞれ以下のとおり実施する。 ①　「食品（器具・容器包装を含む）中の鉛の食品健康影響評価」（平成１９年度決定） 　調査事業等で収集された科学的知見を精査した上で、調査審議を行う。	○　平成２７年度の調査事業等で収集した新たな知見・情報を基に現在、事務局において調査審議に向けた準備を行っているところ。	○　準備が整い次第、新たに食品安全委員会の直下にワーキンググループを設置し、鉛についての調査審議を開始する。
②　「フモニシンに関する食品健康影響評価」（平成２６年度決定） 　調査事業で収集・整理された科学的知見を踏まえ、かび毒・自然毒等専門調査会で、調査審議を行う。	○　かび毒・自然毒等専門調査会を、７月２８日、９月１２日及び１０月３日の３回開催し、調査審議を行った。	○　引き続き、調査審議を行う。
③　「アレルギー物質を含む食品」（平成２７年度決定） 　研究・調査事業等で国内外の科学的知見を収集・整理し、評価方法も含めた総合的な検討を開始する。	○　平成２８年度の調査事業「アレルギー物質を含む食品のリスク評価方法に関する調査」を実施し、国内外の知見を収集するとともに、検討会を立ち上げ、我が国がリスク評価方法を開発する際の課題の抽出等について調査審議を行った。 ○　なお、平成２７年度の「自ら評価」案件とはされなかったもののうち「積極的に情報収集、情報提供を行う」とされた人工甘味料及びクルクミンについては、国際機関、海外の政府関係機関や学術誌に掲載された論文等を通じて情報収集を進めており、ジャーサラダについては、各家庭での衛生管理等について広く情報提供するため、Facebookで情報提供を行った。	○　引き続き、調査事業を実施し、今年度中にとりまとめる。

（３）「自ら評価」の結果の情報発信等 　平成２８年度内に「自ら評価」案件の評価が終了した場合は、その評価結果に関して、意見交換会の開催や季刊誌への掲載等により丁寧に情報発信する。 　また、平成２７年度の委員会における自ら評価案件選定に係る審議において今後の方針が決定された案件について、本方針に基づき取組を進める。それ以外についても、案件の選定過程で得られた情報を中心にホームページで情報提供を行う。 　さらに、リスク管理機関に対し「自ら評価」の評価結果への対応状況について実施状況調査等を通じきめ細かく把握するとともに、適切なリスク管理措置が行われるよう、必要な対応を行う。	○　平成２８年４月５日に評価を終了した「加熱時に生じるアクリルアミド」については、ホームページ、Facebook及び季刊誌（平成２８年７月発行）を通じて情報発信に努めた。	○　「自ら評価」案件について評価が終了した場合には、速やかにホームページ等で情報提供を行う予定。 ○　デオキシニバレノール、ニバレノール、オクラトキシンAについては、定期的に調査を継続。
第４　食品健康影響評価の結果に基づく施策の実施状況の監視 １　食品健康影響評価の結果に基づく施策の実施状況の調査 　食品健康影響評価の結果に基づく施策の実施状況について、リスク管理機関に対し、平成２８年１０月を目途に調査を実施し、その結果を踏まえ、必要に応じ、勧告、意見の申出を行う。 　特に、食品健康影響評価の結果の通知後、リスク管理機関において施策の実施までに長期間を要している案件について、きめ細かくフォローを行うこととし、必要に応じて委員会への報告を求めるなど適切な対応を行う。 　また、勧告・意見申出等を行った場合には、状況に応じてよりきめ細かく報告を受けることにより監視する。	○　第２１回調査を実施中。	○　今後、参考５の取組方針に基づき実施する予定。
２　食品安全モニターからの報告 　食品安全モニター４７０名から、随時、食品健康影響評価の結果に基づき講じられる施策の実施状況等についての報告を求め、その結果を踏まえ、必要に応じ、リスク管理機関に対し、勧告、意見申出を行う。 　また、食品安全に関する意識等を把握するために、平成２９年１月を目途に調査を実施する。	○　食品安全モニターの活動実績は、以下のとおりである。 ・　随時報告について、委員会会合においてその概要を報告した。 （平成２７年４月～９月、平成２７年１０月～平成２８年３月） ・　食品安全モニターに対して平成２８年３月に実施した「食品の安全性に関する意識等について」の調査の概要を取りまとめ中。	○　平成２８年度に食品安全モニターに対して行う調査を、平成２９年１月を目途に実施する予定。

第５　食品の安全性の確保に関する研究・調査事業の推進 １　食品健康影響評価技術研究の推進 （１）食品健康影響評価技術研究課題の選定 　平成２９年度における食品健康影響評価技術研究課題については、「食品の安全性の確保のための研究・調査の推進の方向性について」（平成２６年１２月１６日全部改正）を踏まえ、「危害要因・ばく露実態の評価に必要な科学的知見の集積」、「健康影響発現メカニズムの解明」及び「新たなリスク評価方法等の確立」に焦点を当てて定める優先実施課題について、別紙３に掲げるスケジュールで公募・審査を行い、食品健康影響評価等の実施のために真に必要性の高いものを選定する。公募の際には、大学等の関係研究機関に所属する研究者に向けて幅広く周知するとともに、課題の選定等に関する議事の概要を公表して透明性を確保する。	○　８月４日の研究・調査企画会議事前・中間評価部会（第３回）において、平成２９年度に食品安全委員会が優先的に実施すべき研究・調査課題を具体的に取りまとめ、９月１３日の第６２２回委員会会合において決定された優先実施課題に基づき、９月２９日に研究課題の公募を開始した。 ○　公募の際には、幅広い大学等の関係研究機関に所属する研究者が参画できるよう、９月２９日にプレスリリースを行うとともに、大学や研究機関等の関係機関に公募内容を周知した。	○　平成２９年度研究課題については、公募終了後、書類審査及びヒアリング審査を実施し、平成２９年２月に開催予定の研究・調査企画会議事前・中間評価部会で選定後、委員会に報告し、決定する予定。
（２）平成２７年度に終了した研究課題の事後評価の実施 　平成２７年度に終了した研究課題について、別紙４に掲げるスケジュールで事後評価の実施、研究成果発表会の開催、ホームページでの研究成果報告書の公表を行う。	○　平成２７年度に終了した７研究課題について、７月６日の研究・調査企画会議事後評価部会（第１回）において事後評価を実施し、９月１３日に、第６２２回委員会会合において評価結果を報告した。評価結果については各研究課題の主任研究者へ通知するとともに、委員会ホームページで公表した（参考３－１）。 ○　研究成果報告書について、委員会ホームページで公表した。また、１０月６日に平成２７年度に終了した７課題のうち３課題について、「平成２８年度食品健康影響評価技術研究成果発表会」を公開で開催した。その他の４課題のうち１課題については、ワーキンググループの開催時に研究成果の報告を行った。 ○　研究成果について、食品安全委員会英文ジャーナルへの投稿を促した結果、２課題が掲載された。	○　平成２７年度に終了した研究課題の成果報告の英文概要について、主任研究者との調整が整い次第、委員会ホームページにおいて公表する予定。 ○　評価に直結する残り３課題の研究成果についても、専門調査会の開催時に報告を行う予定。 ○　今後も、研究成果について食品安全委員会英文ジャーナルへの投稿を促す予定。
（３）平成２８年度に実施する研究課題の中間評価の実施 　平成２８年度に実施する研究課題については、別紙４に掲げるスケジュールで中間評価を実施し、必要に応じ主任研究者へ研究計画の見直し等の指導を行う。	○　平成２８年度採択課題（７課題）（参考３－２）の各主任研究者から提出された１０月末現在の研究の進捗状況についての中間報告書を取りまとめた。	○　平成２９年度に継続実施予定の課題（平成２８年１０月に追加採択した１課題を含む８課題）について、平成２９年１月に開催予定の研究・調査企画会議事前・中間評価部会において中間評価を実施し、評価結果を取りまとめた後、同年３月の委員会にて継続の可否を決定する

		予定。
（４）実地指導 　研究の進捗状況を確認するとともに研究費の適正な執行を確保するため、主として新規採択課題の主任研究者及び経理事務担当者に対し、平成２８年１０月に実地指導を行う。	○　１０月１４日から２５日までの間、新規採択課題（５課題）及び継続課題（５課題）の計１０課題の受託機関の経理事務担当者に対し、実地指導を行った。	○　平成２８年度末の研究費の最終実績報告に向けて、引き続き受託者に対して適宜研究費の適正な執行を指導していく予定。
（５）関係府省との連携 　競争的資金に関する関係府省連絡会担当者会議に出席し、競争的資金の取扱い等に関して意見交換を行い、必要に応じ、研究に関する規程を見直すとともに、研究を効率的に実施するため、「食品の安全性の確保に関する試験研究の推進に係る担当者会議」（食品の安全性の確保に関する試験研究の推進に係る関係府省相互の連携・政策調整の強化について（平成１７年１月３１日関係府省申合せ））を新規採択課題決定前などに適宜開催し、関係府省との連携・政策調整を強化する。	○　「食品健康影響評価技術研究及び食品安全確保総合調査の優先課題（平成２９年度）」を取まとめるにあたり、「食品の安全性の確保に関する試験研究の推進に係る担当者会議」担当者と情報交換するとともに、優先実施課題の決定及び平成２９年度の研究課題の公募開始について、厚生労働省及び農林水産省に、情報提供を行った。	○　平成２９年度新規採択課題の決定前に「食品の安全性の確保に関する試験研究の推進に係る担当者会議」を開催し、関係府省との情報共有を行う予定。
２　食品の安全性の確保に関する調査の推進 （１）食品安全確保総合調査対象課題の選定 　平成２９年度における食品安全確保総合調査対象課題については、「食品の安全性の確保のための研究・調査の推進の方向性について」（平成２６年１２月１６日全部改正）を踏まえ、「危害要因・ばく露実態の評価に必要な科学的知見の集積」、「健康影響発現メカニズムの解明」及び「新たなリスク評価方法等の確立」に焦点を当てて定める優先実施課題に基づき、別紙５に掲げるスケジュールで、食品健康影響評価等の実施のために真に必要性の高いものを選定する。入札公告の際には、大学等の関係研究機関も含め幅広く周知する。	○　８月４日の研究・調査企画会議事前・中間評価部会（第３回）において、平成２９年度に食品安全委員会が優先的に実施すべき研究・調査課題を具体的に示した優先実施課題を取りまとめ、９月１３日の第６２２回委員会会合において、平成２８年度に実施すべき調査課題を決定した。	○　平成２９年２月に開催予定の研究・調査企画会議事前・中間評価部会において、調査課題を選定し、同年３月の委員会会合に報告し、決定された後、入札公告を行う予定。
（２）食品安全確保総合調査対象課題に係る情報の公開 　選定した調査の対象課題については、実施計画をホームページ等に公開し、その内容を随時更新するとともに、調査結果については、個人情報や企業の知的財産等の情報が含まれている等公開することが適当でないと判断される場合を除き、食品安全総合情報システムにより公開する。	○　選定した調査の対象課題（７課題）について、実施計画を委員会ホームページに公開し、その内容を随時更新した。なお、７課題全て総合評価方式による一般競争入札を行い、調査請負先を決定し、現在調査を実施している（参考３－３）。	○　調査終了後、調査報告書を食品安全総合情報システム（委員会ホームページ）において公開する予定。

第６　リスクコミュニケーションの促進 「食品の安全に関するリスクコミュニケーションのあり方について」（平成２７年５月２８日企画等専門調査会取りまとめ）において掲げられた課題への対応に重点を置き、以下等の手段により、戦略的にリスクコミュニケーションを実施する。 １　様々な手段を通じた情報の発信 食品健康影響評価その他の食品の安全性について、迅速に最新の情報を、媒体の特性を踏まえて発信する。		
（１）ホームページ 食品健康影響評価の結果、食品の安全に関する最新の情報や委員会、専門調査会、意見交換会の開催状況等について情報提供を行う。	○　BSEに関する情報（健康と畜牛のBSE検査の廃止に係る評価結果）をはじめとした食品健康影響評価等について、ホームページで情報提供を行った。（参考４）	○　今後も情報の充実に努める。
（２）Facebook 委員会の活動や食品を通じて健康に被害を及ぼすおそれのある情報、国民の関心が高い食品安全に関する情報についての補足説明等について、機動的な情報提供を行う。	○　健康に被害が生じるおそれがある危害に関する情報やリスクコミュニケーションに関する情報等について、Facebookで情報の発信を行った。（参考４）	○　今後、参考５の取組方針に基づき実施する予定。
（３）メールマガジン 委員会や調査会、意見交換会の開催状況等食品安全委員会の活動状況や、実生活に役立つ食品安全に関する情報を分かりやすく解説した情報等の提供を行う。	○　メールマガジン（ウィークリー版及び読物版）による情報提供を実施した。 ○　複数の地域で発生したカンピロバクター、0157関連の食中毒発生を受けて、読物版臨時号を配信した。	○　今後も機動的な情報発信に努める。
（４）ブログ メールマガジン【読物版】で配信した内容や健康に影響を及ぼすおそれのある危害等に関する情報提供を行う。	○　メールマガジン「読物版」の内容や健康に影響を及ぼすおそれのある危害に関する情報(Facebook投稿記事の転載)等の情報発信をした。	○　今後も機動的な情報発信に努める。
（５）季刊誌『食品安全』 国民の関心が高い事項等を掲載した季刊誌を年４回発行し、地方公共団体、図書館等に配布し、広く国民に情報提供を行う。	○　季刊誌『食品安全』について、予定通り定期発行を行った（主な配布先：地方公共団体、図書館）。	○　引き続き、季刊誌『食品安全』の定期発行を行う。
（６）意見交換会 食品安全委員会が行った食品健康影響評価や、リスク分析に基づく食品の安全性の基本的な考え方等について、次	○　食品添加物等の関心の高いハザードをテーマに、栄養教諭や家庭科教諭等の学校教育関係者等を対象者として意見交換会を開催した（８回）。（参考４）	○　今後、参考５の取組方針に基づき実施する予定。

世代を担う若い世代に対する波及効果等の観点から、学校教育関係者を重点対象とし、意見交換会を実施する。また、意見交換会で得られた意見等をもとに、意見交換会の実施方法、説明内容、資料等について必要な改善を図る。	○　東京都立小・中学校の栄養教諭等を対象とした食品安全に関する研修会を開催した。（参考４） ○　牛海綿状脳症（BSE）国内対策の見直しに係る評価案に係る意見交換会を開催した（全国４か所）。 ○　消費者庁等の関係省庁と連携し、食品中の放射性物質に係る意見交換会（６回）を開催した。	○　今後、参考５の取組方針に基づき実施する予定。 ○　消費者庁の総合調整の下、関係省庁と連携して、今後とも意見交換会に積極的に参加する。
（７）食品安全モニターに対する情報提供等 　食品安全モニターに対する情報提供をより充実させるとともに、意見交換会等で得られた意見等をもとに、対象者に応じた情報提供方法について必要な改善を実施する。	○　①催し物やリスクコミュニケーション開催の情報提供、②季刊誌の送付など幅広い情報提供を行った。	○　今後とも情報提供等を行う。
２　「食品の安全」に関する科学的な知識の普及啓発 （１）「食品を科学するーリスクアナリシス講座ー」の実施 　消費者等に、食品の安全性に関する科学的な知識を普及するために、委員会の委員等による食品の安全性に関するリスクアナリシス講座を、地方での開催も含め実施する。また、講座内容については、資料をインターネットで公表し、多くの消費者等が活用可能な形で提供する。	○　リスクアナリシス講座（地方開催）（参考４） 　食品安全委員会委員によるリスクアナリシス講座（地方開催）を開催した（８カ所）。	○　今後、参考５の取組方針に基づき実施する予定。
（２）食品安全に関する取組の普及啓発 　食品健康影響評価を含むリスク分析による食品安全の取組の普及啓発のため、地方公共団体や教育機関等への講師の派遣等、食品安全モニターを通じた地域への情報提供等について実施する。また、ＤＶＤ等、分かりやすい啓発資料を用い、広く普及啓発を実施する。 　また、食育及びリスクコミュニケーションの一環としての食品の安全性に関する教育の推進方策を検討する。	○　地方公共団体等が実施する意見交換会等への講師派遣を行った（２９回）。 ○　「子ども霞が関見学デー」（７月２７日）の参加プログラムとして、「ジュニア食品安全委員会」を開催した。 ○　第１１回食育推進全国大会（於：福島県郡山市）において、リスク分析の考え方や委員会の役割に関する情報提供を行った。 ○　食品安全モニターに対し、「食品安全モニター会議」を開催（５～６月、９カ所）し、モニターの地域への情報提供に係る研修を行った。 ○　食品安全委員会国際専門家招へいプログラム「国際セミナー～牛海綿状脳症（ＢＳＥ）と食の安全に関する科学～」（５月１１日）を開催した。 ○　「いわゆる健康食品について（簡易冊子）」を作成し、ホームページに掲載した。	○　今後、参考５の取組方針に基づき実施する予定。 ○　来年の「子ども霞が関見学デー」でも「ジュニア食品安全委員会」を開催予定。

（３）食の安全ダイヤルへの対応 　食の安全ダイヤルを通じて消費者等からの相談や問い合わせに対応する。また、食の安全ダイヤルに寄せられた情報及び食品安全モニターから寄せられた情報は、リスクの初期情報としてリスク管理機関と共有し、食品の安全性の確保に向けて有効活用を図る。また、よくある質問等についてはＱ＆Ａ形式にして委員会に報告し、ホームページに掲載する。	○　一般消費者等からの相談や問合せを受け付け、主な質問事項をホームページに掲載するとともに、寄せられた情報等について、定期的に関係府省庁への情報提供を行った。（参考４）	○　今後、参考５の取組方針に基づき実施する予定。
３ 関係機関・団体との連携体制の構築 （１）リスク管理機関との連携 　リスク管理機関と連携し、リスクコミュニケーションをより効果的に実施するため、原則、隔週での関係府省の担当者によるリスクコミュニケーション担当者会議を行うほか、緊密に情報交換・調整を行う。	○　リスコミ担当者連絡会議において、関係府省庁連携リスコミに関する協議や打合せ、各府省庁が開催しているリスコミに関する情報交換等を行った（１７回）。	○　引き続き、隔週でのリスコミ担当者連絡会議に対応する。
（２）地方公共団体との連携 　地方公共団体と連携し、リスクコミュニケーションをより効果的に実施するとともに、地方公共団体との情報の共有を図るため、地方公共団体との連絡会議を開催する。 　併せて、食品健康影響評価を含むリスク分析による食品安全の取組について、地方公共団体の担当職員の理解促進を図るため、当該職員に対する学習機会を提供する。	○　地方公共団体の担当職員向けの全国食品安全連絡会議を開催（１０月）し、今年度上半期の意見交換会の実施状況等に関する情報提供を行った。	○　引き続き、地方公共団体の担当職員との連携網の活用を図る。
（３）マスメディア、消費者団体との連携（円滑に情報交換できる体制の構築） 　マスメディア、消費者団体等の国民に対する影響力や重要性を踏まえ、マスメディア、消費者団体等関係者との間で、国民の関心の高い食品健康影響評価をテーマとした勉強会、情報交換会等を定期的に行う。併せて、取材に対する丁寧な対応等を通じ、マスメディア関係者との連携の充実・強化を図るとともに、必要に応じ、不正確・不十分な情報への対応・補足説明としての情報発信を行う。	○　食中毒等をテーマに、報道関係者を対象とした意見交換会を行った（３回）。（参考４） ○　食中毒等をテーマに、消費者団体との情報交換会を行った（２回）。（参考４）	○　今後、参考５の取組方針に基づき実施する予定。 ○　平成２９年１月に報道関係者等との意見交換会及び消費者団体との情報交換会をそれぞれ開催予定。
（４）学術団体との連携 　食品の安全性に関する科学的な知識を普及させるためには学術団体との連携が効果的であることから、関係する学会におけるブース展示やワークショップの開催等を通じてリスクアナリシスの考え方の普及を図るとともに、リスクに関する情報を共有する。	○　PRION 2016、ifia Japan 2016、日本調理科学会、日本栄養改善学会、日本環境変異原学会において、食品の安全を守る仕組みについてのブース展示を行った。	○　今後、参考５の取組方針に基づき実施する予定。

第７　緊急の事態への対処 １　緊急事態への対処 　緊急事態が発生した場合には、「食品安全委員会緊急時対応指針」（平成１７年４月２１日委員会決定。以下「指針」という。）等を踏まえ、関係行政機関等との密接な連携の上、危害物質の毒性等の科学的知見について関係省庁及び国民に迅速かつ的確な情報提供を行う等、適切に対応する。	○　平成２８年４月以降、大規模な緊急事態は発生しなかった。	○　今後とも、緊急事態が発生した場合には、指針に従って、迅速かつ的確に情報提供等を行う。
２　緊急事態への対処体制の整備 　指針等を踏まえ、平時から、緊急時に備えた情報連絡体制の整備や、科学的知見の収集・整理、緊急時対応訓練等を実施することにより、緊急事態への対処体制の強化に努めるとともに、企画等専門調査会において、実際の緊急時対応の結果及び緊急時対応訓練の結果の検証を行い、緊急時対応の問題点や改善点等について検討し、必要に応じ、指針等の見直しを行う。	○　緊急時の情報連絡体制を強化するため、緊急電話連絡網や携帯用の電話連絡カード等の見直しを行うとともに、委員の改選や職員の異動等に合わせて随時更新した。 ○　訓練計画及び平成２８年度食品安全委員会緊急時対応訓練の骨子（参考６）に基づき、緊急時対応訓練を実施した。	○　第２０回企画等専門調査会において、緊急時対応訓練の結果等について検証し、緊急時対応の改善点の検討等を行う予定。
３　緊急時対応訓練の実施 　緊急時対応の取りまとめとなる消費者庁と密に連携し、実際の緊急時を想定した実践的な訓練を、平成２８年４月～１１月（実務研修）、１２月（確認訓練）を目処に行い、緊急時対応体制の実効性を確認するとともに、担当者の実践的対応能力の向上等を図る。	○　担当者の実践的対応能力の向上等を図るため、実務研修を以下のとおり実施した。 ・緊急時対応手順研修（４月） ・ホームページ掲載研修（６月） ・メディア対応研修（１１月） 　基礎講義、プレスリリース作成研修、会見研修	○　緊急時対応体制の実効性等を確認するため、消費者庁、文部科学省、厚生労働省及び農林水産省とともに確認訓練を実施予定。
第８　食品の安全性の確保に関する情報の収集、整理及び活用 　国内外の食品の安全性の確保に関する科学的情報について、国際機関、海外の政府関係機関や学術誌に掲載された論文、食の安全ダイヤル等を通じ、毎日、収集する。	○　食品の安全性の確保に関する最新情報について、それを整理した上でリスク管理機関等の関係者に毎日配布した。	○　引き続き、情報の収集、日報の取りまとめ、リスク管理機関等関係者への配布を行う。
収集した情報については、国民やリスク管理機関などのニーズに対応できるよう的確な整理及び分析を行い、「食品安全総合情報システム」（委員会のホームページ上の情報検索用データベースシステム）への登録、委員会会合での報告等により、国民に対する情報提供、リスク管理機関等との情報共有を行う。	○　「隔週報」を「食品安全総合情報システム」に登録し、関係者及びホームページを通じて国民に対して情報提供を行った。 ○　国立医薬品食品衛生研究所と常時連携し、互いに収集した食品安全に関する情報を共有した。	○　引き続き、隔週報の作成、「食品安全総合情報システム」への登録による情報提供を行う。
また、食品健康影響評価や緊急時の対応等において、専門家等の専門知識の活用を図る観点から、専門情報の提供に協力いただける専門家や関係職能団体等との連絡体制を	○　専門委員改選にあわせ、緊急事態に備え、専門委員の連絡先の確認を行った。	○　食品安全関係団体への事務局職員の派遣によるリスク評価・委員会活動等の説

確保し、情報交換等を行う。		明等を行い、ネットワークの構築を行う。
	○　関係職能団体である日本医師会、日本薬剤師会、日本獣医師会、日本栄養士会等に対し季刊誌を配布する等ネットワークの確保に努めた。	○　引き続き、関係職能団体に対し季刊誌を配布する等ネットワークの確保に努める。
第９　国際協調の推進 （１）国際会議等への委員及び事務局職員の派遣 以下のスケジュールで開催される国際会議等に委員、専門委員及び事務局職員を派遣する。 平成２８年４月　第４８回コーデックス残留農薬部会（ＣＣＰＲ） ５月　ＦＡＯ／ＷＨＯ合同残留農薬専門家会議（ＪＭＰＲ） ６月　第８２回ＦＡＯ／ＷＨＯ合同食品添加物専門家会議（ＪＥＣＦＡ） ６月　ＯＥＣＤ農薬作業部会 ８月　米国バイオ規制視察 ９月　欧州毒性学会（ＥＵＲＯＴＯＸ） ９月　ＦＡＯ／ＷＨＯ合同残留農薬専門家会議（ＪＭＰＲ） ９月　欧州毒性病理学会ワークショップ １０月　国際毒性学会（ＩＣＴ） １０月　第２３回コーデックス残留動物用医薬品部会（ＣＣＲＶＤＦ） １１月　第８３回ＦＡＯ／ＷＨＯ合同食品添加物専門家会議（ＪＥＣＦＡ） １１月　ＯＥＣＤ農薬作業部会下部会合 １１月　ＥＵ短期招聘訪問プログラム 平成２９年３月　米国毒性学会（ＳＯＴ） また、必要に応じ、このスケジュールの他に開催されることとなった国際会議等に委員等を派遣する。	○　ＦＡＯ／ＷＨＯ合同食品添加物専門家会議（ＪＥＣＦＡ）及びＦＡＯ／ＷＨＯ合同残留農薬専門家会議（ＪＭＰＲ）に加え、欧州毒性学会等の食品の安全性に関する国際会議に、委員、専門委員及び事務局職員を派遣し、各国の専門家との情報・意見交換等を行った。 ○　第４８回コーデックス残留農薬部会（ＣＣＰＲ）：４月２４日～２９日（中国：重慶） ・情報収集のため事務局職員１名を派遣。 ○　ＦＡＯ／ＷＨＯ合同残留農薬専門家会議（ＪＭＰＲ）：５月８日～１５日（スイス：ジュネーブ） ・ＷＨＯエキスパートとして委員１名を派遣。モノグラフ（評価書）作成を担当。 ○　第８２回ＦＡＯ／ＷＨＯ合同食品添加物専門家会議（ＪＥＣＦＡ）：６月７日～６月１６日（スイス：ジュネーブ） ・ＷＨＯエキスパートとして専門委員１名を派遣。 ○　ＯＥＣＤ農薬作業部会：６月２８日～７月３日（フランス：パリ） ・情報収集のため事務局職員２名を派遣。 ○　米国バイオテクノロジー視察：８月２１日～２８日（米国：ワシントン他） ・情報収集のため事務局職員２名を派遣。 ○　台湾食品安全サミット：８月２９日～３１日（台湾：台北） ・講演及び情報収集のため事務局職員２名を派遣。 ○　欧州毒性学会（ＥＵＲＯＴＯＸ）：９月２日～７日（スペイン：セビリア） ・情報収集のため事務局職員２名を派遣。 ○　ＦＡＯ／ＷＨＯ合同残留農薬専門家会議（ＪＭＰＲ）：９月１１日～２６日（イタリア：ローマ） ・ＷＨＯエキスパートとして委員１名及び事務局職員１名を派遣。いずれもモノグラフ（評価書）作成を担当。 ○　欧州毒性病理学会ワークショップ：９月２３日～２５日（スペイン：バルセロナ） ・講演及びガイダンス執筆のため委員１名を派遣。 ○　トキシコロジー・フォーラム・ワークショップ：１０月２３日～２７日（米国：バージニア） ・情報収集のため専門委員１名を派遣。 ○　第４回ポルトガル語圏諸国共同体経済食品安全関係機関フォーラム：１１月２日～５日（ポルトガル：リスボン） ・講演のため委員長を派遣。また情報収集のため事務局職員３名を派遣。	○　国際会議等に委員及び事務局職員を以下のスケジュールで派遣し、各国の専門家との情報・意見交換等を行う。 ・ＯＥＣＤ農薬作業部会関連会合 未定（フランス：パリ） ・米国毒性学会 ３月１２日～１６日（米国：ボルチモア）

	○　第８３回ＦＡＯ／ＷＨＯ合同食品添加物専門家会議（ＪＥＣＦＡ）：１１月８日～１７日（イタリア：ローマ） ・ＷＨＯエキスパートとして専門委員２名を派遣。	
（２）海外の研究者等の招へい 海外の食品安全に係る研究者及び専門家を招へいし、食品の安全性の確保に関する施策の策定に必要な科学的知見の充実を図る。	○　５月に、「国際セミナー　～牛海綿状脳症（ＢＳＥ）と食の安全に関する科学～」の講演者として、英国動植物衛生庁のJames Hope部長及びエジンバラ大学のRobert Will教授を招へいし、英国におけるＢＳＥ対策や変異型クロイツフェルト・ヤコブ病研究の進捗状況について講演いただくとともに、勉強会を実施、英国におけるリスク評価体制等について意見交換を行った。 ○　８月に、評価技術企画ＷＧにおいて、米国FDAのWeida Tong博士を招へいし、毒性データベースの構築及びその活用の現状について意見交換を行った。 ○　１１月に、ハーバード大学のPhilippe Grandjean連携教授及び南デンマーク大学のTina Jensen教授を招へいし、汚染物質のリスク評価等について勉強会を実施した。	
（３）海外の食品安全機関等との連携強化 海外の食品安全機関等との連携強化を図るため、職員の派遣等の人材交流、食品健康影響評価に関する情報交換等を実施する。また、国際共同評価への参画等に努める。 委員会とすでに協力文書を締結している欧州食品安全機関（ＥＦＳＡ）、豪州・ニュージーランド食品基準機関（ＦＳＡＮＺ）、ポルトガル経済食品安全庁（ＡＳＡＥ）及びフランス食品環境労働衛生安全庁（ＡＮＳＥＳ）と定期会合を開催するとともに、必要に応じ、ドイツ連邦リスク評価研究所（ＢｆＲ）等の他の外国政府機関との情報交換、連携強化のための会合を開催し、協力文書の締結も検討する。	○　国際共同評価に関する打合せ：６月２９日（フランス：パリ） ・ＯＥＣＤ農薬作業部会にあわせて開催された会合に事務局職員２名が出席し、国際共同評価の今後の方向性等について意見交換を行った。 ○　ＢｆＲとの協力覚書締結：７月２５日（東京） ・ＢｆＲ所長が来訪し、協力覚書の署名・締結を行うとともに、今後の連携、個別リスク評価案件等について意見交換を行った。 ○　ＡＳＡＥとの意見交換：１１月４日（ポルトガル：リスボン） ・委員長及び事務局職員３名が出張し、リスクコミュニケーションや今後の連携について意見交換を行った。 ○　ＡＮＳＥＳとの意見交換：１１月７日（フランス：パリ） ・委員長及び事務局職員３名が出張し、最近の活動状況や今後の連携について意見交換を行った。また、ＡＮＳＥＳの検査・研究施設についても視察を行った。 ○　上記のほか、外国政府機関との情報交換のために食品中の化学物質の安全性に関するワーキンググループ及び食品中の微生物の安全性に関するワーキンググループに参加し、電話会議、メール等により適宜情報交換を行った。	○　引き続き国際共同評価に関し情報収集及び関係各国との調整等を行う。 ○　１２月にＡＮＳＥＳの担当者が来訪し、海産物のリスク評価等について意見交換を行う。 ○　平成２９年４月に予定されているＥＦＳＡとの第五回定期会合に向けて準備を進める。 ○　引き続き、左記ワーキンググループを通じ情報交換を行う。
（４）海外への情報発信 食品健康影響評価の概要、食品安全確保総合調査及び食品健康影響評価技術研究の成果等の英訳を行い、順次	○　平成２８年度以降に評価が終了した添加物、農薬、動物用医薬品等の食品健康影響評価の概要等の英訳を行い、委員会ホームページに掲載を行った。	○　引き続き、食品健康影響評価の概要、食品安全委員会運営計画（抜粋）や食品

英語版ホームページに掲載する。 　食品安全に関する論文及び食品健康影響評価書の英訳を掲載する英文ジャーナル「Food Safety-The Official Journal of Food Safety Commission of Japan」を年４回程度発行し、国内外に広く情報発信していく。	平成２８年度の委員会の活動と成果の概要を記した月報を英訳し、委員会ホームページへの掲載を行うとともに、それらをＥＦＳＡ及びＦＳＡＮＺなどの連携機関へ送付する等、海外への情報発信を行った。 ○　委員会の英文電子ジャーナルである「Food Safety － The Official Journal of Food Safety Commission」について、６月３０日にvol.４ No.２及び９月３０日にvol４ No.３を科学技術情報発信・流通総合システムJ-STAGEに掲載し、食品のリスク評価に携わる専門家による論文、委員会による評価書の内容等の海外への情報発信を行った。また、vol. ２（平成２６年発行分）及びvol.３（平成２７年発行分）について冊子を作成し、海外連携機関を含む関係各所に配布した。 ○　食品安全委員会の活動や役割等を掲載している英語版パンフレットについて、組織の再編成や社会状況の変化等に対応するため、新たな版を作成した。	安全確保総合調査及び食品健康影響評価技術研究の成果等について、順次英語版ホームページに掲載する予定。 ○　１２月下旬に「Food Safety vol.４ No.４」を科学技術情報発信・流通総合システムJ-STAGE上に掲載する予定。

注：月、月日の標記において年を付していない場合は、平成２８年の月、日。

平成２８年度食品安全委員会運営計画の実施状況の中間報告
参考資料

参考１　平成２９年度予算概算要求及び機構・定員要求の概要について・１

参考２　食品健康影響評価の審議状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・４

参考３　食品健康影響評価技術研究及び食品安全確保総合調査の状況・・５

参考４　情報発信、意見交換会等の現状・・・・・・・・・・・・・・・・13

参考５　食品安全に関するリスクコミュニケーション等の今後の取組方針
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・22

参考６　平成２８年度食品安全委員会緊急時対応訓練の骨子・・・・・・23

参考１

平成２９年度予算概算要求及び機構・定員要求の概要について

平成２８年１１月
内閣府食品安全委員会事務局

１　基本的な考え方

食品安全委員会は、平成１５年７月の設立以来、食品安全基本法に基づき、農薬、食品添加物、動物用医薬品等についての食品健康影響評価（リスク評価）を着実に実施するとともに、消費者、食品関係事業者等との情報・意見の交換（リスクコミュニケーション）に積極的に取り組んできた。

近年、グローバル化の進展、科学技術の進歩、新たな危害要因の出現等により、国際的に食品の安全性向上に関する取組が進められている。我が国においても、国民の健康の保護を第一とする食品の安全性の向上は、食物アレルギー、薬剤耐性菌等の新たな課題への対応、さらに農畜産物・加工食品等の輸出を拡大させる観点からも、より一層重要な政策課題となっている。

また、食品の安全性に関する様々な情報がインターネットやソーシャルネットワーキングサービス（ＳＮＳ）等を通じ、より迅速かつ広範囲に伝達されている。その中で食品安全に関する情報を正しく理解するためには科学的な基礎知識が必要であり、感受性の豊かな子ども、子どもに関わる職にある者、若い親世代等への普及啓発・情報発信の重要性が指摘されている。

このため、平成２９年度においては、新たな評価方法の開発に必要な評価体制の強化及び研究・調査や、地域における子どもを中心とした普及啓発・情報発信の強化等リスクコミュニケーションの推進に関する経費を計上するとともに、食物アレルギーの評価体制の強化を図るために必要な機構・定員を確保する。

２　予算概算要求の概要

（１）　総額

・１，０７０百万円（平成２８年度予算額１，０１８百万円）

・　対前年度比　１０５．１％

※優先課題推進枠１６７百万円を含む。

（２）　主要事項（かっこ内は平成 28 年度予算額）

①　新たな課題に対応したリスク評価を行うために必要な評価体制の強化

６６２百万円（６２７百万円）

※ 優先課題推進枠４８百万円を含む。

食物アレルギー、薬剤耐性菌等の新たな課題に対し、より迅速かつ的確なリスク評価を実施するための体制強化を図る。

②　リスク評価等に必要な技術研究の推進

２１７百万円（１９４百万円）

※ 優先課題推進枠６０百万円を含む。

食品科学及び分析技術の水準が日々向上し、高度化の一途をたどる中、委員会が取り組むリスク評価の分野は多岐にわたることから、新たな知見が必要となる分野について、リスク評価を円滑に進めるための技術開発研究を推進。

③　リスク評価等に必要な調査の着実な推進

７３百万円（　６５百万円）

※ 優先課題推進枠８百万円を含む。

リスク評価の観点から優先順位の高い特定の危害に関し、食品安全行政機関及び国際機関が保有するリスク評価情報等の危害情報、危害の発生及び対処事例についての海外報道情報、各種文献における危害の毒性メカニズム、暴露評価等の情報について、網羅的に収集し、整理・解析するため、調査を実施。

④　情報収集等に関する体制の充実･強化

７２百万円（　４２百万円）

※ 優先課題推進枠３０百万円を含む。

国内外の危害情報を収集・整理する体制を充実・強化し、食品安全行政をより一層充実・強化するため、食品安全モニターを通じたリスク管理措置等の監視機能の強化、国際会議への参加及び海外のリスク評価機関等との連携強化を図る。

⑤　リスクコミュニケーションの推進

４６百万円（　２５百万円）

※ 優先課題推進枠２１百万円を含む。

リスク評価に国民の意見を反映し、その透明性・公正性を確保するとともに、食品のリスクに関する科学的情報に対する国民の理解の向上に資するため、意見交換会の開催、積極的な情報発信等を実施。

⑥　優先課題推進枠

・新たな課題に対応したリスク評価を行うために必要な評価体制の強化　１４６百万円
・地域における子どもを中心とした普及啓発・情報発信の強化経費　２１百万円

３　機構・定員要求の概要

（１）機構要求

より迅速かつ的確なリスク評価のための新しい評価方法や新たな技術（再生医療技術等）を応用した食品の評価方法の確立に向けた国際交渉力の強化とマネジメント機能強化のため、評価技術企画室長を要求。

（２）定員要求

食物アレルギーの評価体制の強化に伴い２名の増員を要求。

参考2

食品健康影響評価の審議状況

（平成28年11月30日現在）

区分	要請件数 注1、2)	うち28年度分	自ら評価 注3)	合計	評価終了	うち28年度分	意見募集中 注4)	審議中 注5)
添加物	258	92	0	258	254	92	0	4
栄養成分添加物	1		0	1	1	1	0	0
農薬	1076	31	0	1076	827	35	9	240
うちポジティブリスト関係	492		0	492	310	4	1	181
うち清涼飲料水	33		0	33	33		0	0
うち飼料中の残留農薬基準 注6)	42		0	42	10		0	32
動物用医薬品	535	9	0	535	507	9	1	27
うちポジティブリスト関係	108		0	108	82	1	0	26
汚染物質等	62		3	65	61	1	0	4
うち清涼飲料水	49		0	49	46		0	3
器具・容器包装	16		0	16	13	2	0	3
微生物・ウイルス	14		2	16	16		0	0
プリオン	56	3	16	72	52	1	2	18
かび毒・自然毒等	8	1	3	11	10		0	1
遺伝子組換え食品等	252	12	0	252	242	13	1	9
新開発食品	83	1	1	84	82		0	4
肥料・飼料等	206	4	0	206	152	4	0	54
うちポジティブリスト関係	100		0	100	58	1	0	42
薬剤耐性菌 注7)	8	1	0	8	7	3	0	1
肥飼料・微生物合同 注8)	1(34)		0	1	1(13)		0	0
高濃度にジアシルグリセロールを含む食品に関するワーキンググループ	1		0	1	1		0	0
食品による窒息事故に関するワーキンググループ	1		0	1	1		0	0
放射性物質の食品健康影響に関するワーキンググループ	1		0	1	1		0	0
その他	1		1	2	1		0	1
合計	2,580	154	26	2,606	2,229	161	13	366

（注）1 リスク管理機関から、評価要請後に取り下げ申請があった場合には、その分を要請件数から減じている。
2 評価の過程で新たに審議する必要がある案件が生じた場合には、評価終了時にその案件数を要請件数に加算している。
3 自ら評価案件については、「自ら評価」の欄には、実施決定時の件数を記入しているが、「評価終了」の欄では、複数省庁に答申したもの、答申が複数案件となったもの等については、その数を記入しているものもある。また、リスクプロファイル等として評価した場合も、評価終了としている。
4 「意見募集中」欄には、意見情報の募集を締め切った後に検討中のものも含む。
5 「審議中」欄には、審議継続の案件のほか、今後検討を開始するものを含む。
6 「飼料中の残留農薬基準」欄については、ポジティブリスト制度の導入に際して、飼料中の残留基準が設定された農薬についての食品安全基本法第24条第2項に基づく意見聴取案件数である。
7 「薬剤耐性菌」欄には、薬剤耐性菌に関するワーキンググループの設置(H27.10.1)後に要請を受けた案件及び評価終了となった案件について記入している。
8 平成15年12月8日付けで評価要請のあった「飼料添加物として指定された抗菌性物質、動物用医薬品のうち、飼料添加物として指定されている抗菌性物質と同一又は同系統で薬剤耐性の交差が認められる抗菌性物質により選択される薬剤耐性菌に係る食品健康影響評価」について、（ ）内に物質数を記入している。

参考３

食品健康影響評価技術研究及び食品安全確保総合調査の状況

３－１　平成２７年度終了食品健康影響評価技術研究課題の事後評価結果一覧

３－２　平成２８年度採択食品健康影響評価技術研究課題

３－３　平成２８年度食品安全確保総合調査課題一覧

参考３－１

平成27年度終了食品健康影響評価技術研究課題の事後評価結果一覧

研究領域	研究課題名	評価点総合（20点）	研究の妥当性（5点）	目標の達成度（5点）	成果の有用性（10点）	評価コメント
Ⅰ　化学物質関連分野	レチノイン酸の濃度変化を引き起して催奇形性を示す化学物質のスクリーニング法の開発と催奇形性発症の分子機構の解明	11.4	3.6	2.4	5.4	＜総合コメント＞ 研究の発想・計画は妥当であるが、現時点での目標達成は十分ではない。研究成果の有用性を評価するには、当初の研究計画に基づくさらなる研究の進展が望まれる。 ＜個別コメント＞ ・仮説はユニークで妥当である。レポーターアッセイ系の確立ができていれば有用であった。 ・濃度測定法の開発確立に時間を要したため、本来の目標にまでは到達できていないが、今回得られた成果については評価したい。 ・今後研究が進展した後に、研究者は論文化すべきである。 ・基礎となるアッセイ系の確立が不十分で、成果全体も未完成である。 ・研究が中途であり、確実な証拠を作るに至っておらず、結果の有用性を論じることができない。 ・農薬による主要な薬物代謝CYP分子種の活性阻害評価において、阻害されたと判断する基準（relative activityの基準値など）が明快に示されていない。
Ⅱ　生物学関連分野	熱帯性魚類食中毒シガテラのリスク評価のための研究	15.5	3.9	3.9	7.9	＜総合コメント＞ 調査票作成、海外情報のレビュー、疫学調査、機器分析による毒性評価の有用性、シガテラ発生沿岸における藻類調査など広範に研究が行われ、リスク評価に必要な成績が集積できた。ただし、途上の課題や研究実施上不確実な要素も多く、今後各課題について発展させることが望まれる。 ＜個別コメント＞ ・今後のリスク評価に資するデータが得られた。論文作成が期待される。 ・多面的研究を組織的に良くこなした感がある。希少天然毒のリスク評価研究として評価できる。 ・魚類食中毒の評価に関して不足していたデータが収集でき、今後のリスクアセスメントに有益であろう。 ・2年間での成果としては、有用な成果が得られている。 ・テーマが多岐にわたり、研究班としての方針が見えにくいが、個々の課題における成果はある程度得られている。 ・海外との連携をさらに密にし、地域に貢献しながら行なわれると良かった。 ・先行研究成果や国際機関との関連性を明示すべきであった。 ・今回の研究では、何が目新しく、何が社会に貢献できたのか等、一言で述べられる成果が判るような説明がなされていない。発生頻度等も考慮すると、本研究は時期尚早であったのではないか。 ・魚試料を収集する際にも、個々の場所で「検出されず」を証明するのではなく、「検出」されそうな場所を念入りに調べてから行くべきでなかったか。 ・研究の中に不確実な要素があまりに沢山あって、有用か否かの判断ができない。

平成27年度終了食品健康影響評価技術研究課題の事後評価結果一覧

研究領域	研究課題名	評価点総合（20点）	研究の妥当性（5点）	目標の達成度（5点）	成果の有用性（10点）	評価コメント
Ⅱ　生物学関連分野	低水分含量食品中における食中毒細菌（サルモネラ、腸管出血性大腸菌）の菌数変動および生存確率予測モデルの開発	16.6	4.3	4.5	7.9	＜総合コメント＞ 水分活性・温度と細菌死滅速度の関係について、新たな知見が得られ、低水分含量食品中の菌数変動や菌の生存を予測するためのモデルを提案することができた。今後の食中毒のリスク評価への活用が可能と考えられた。 ＜個別コメント＞ ・低水分含量食品における食中毒の発生機序の解明は重要である。 ・本研究では、アーモンドやチョコレートのような低水分含量食品中における食中毒細菌について詳細に検討されており、リスク評価上の価値は高い。 ・研究計画は妥当であった。事前の仮説とは異なるものの、今回の実験結果から新たな知見が得られており、今後の食中毒のリスク評価に活用される可能性が示されたことは評価される。 ・論文も2報作成されており、データの妥当性はあると思われる。 ・結果の一部は実用的でもあり、有用と思われる。 ・予測モデルと実態を検証され、低水分含量食品の保存に関してさらに研究され、情報提供されることが望まれる。 ・ユニークな結果が得られている。
Ⅳ　自ら評価や新たなハザードへの対応、緊急時対応等に必要な分野	食品摂取により発症する新規アレルギー／アレルギー様反応に関する調査研究	12.4	3.5	2.9	6.0	＜総合コメント＞ 多彩なアレルギー物質を対象として、広範なテーマに取り組んだ。個々のテーマについての結論は得にくく、研究全体としてまとめることは困難であったが、患者ベースの研究によって機序に関する示唆は得られた。研究のデザインや方法等を工夫し、再現性のあるデータの集積が望まれる。 ＜個別コメント＞ ・遅発性食肉アレルギーに関する有用な情報が得られたが、さらなる疫学調査が期待される。 ・多種のアレルゲンを対象に手広く実施しているが、視点がバラバラで、また個々の研究の到達レベルも低い。したがって、現時点ではリスク評価に関する有用性も低いのではないか。 ・アンケート調査の年など、わかるものは明記されたい。 ・アレルギーの発生機序等のメカニズムについて、文献学的収集の事実と本研究（実験）から明らかになった点を区分けして、最終的な考察・結論という形式でまとめた方が良かった。 ・症例数が少ないため、本調査の結果を十分に一般化できない可能性がある。 ・課題の抽出はできている。最終のゴールである再発防止・予知・予防への示唆があまりない。 ・専門医からのアレルギー報告の収集は基礎データとしては必要だが、収集方法を工夫し、正確なデータをとる必要がある。本研究では、症例数が少ないため、十分な検討ができていない。

平成27年度終了食品健康影響評価技術研究課題の事後評価結果一覧

研究領域	研究課題名	評価点総合（20点）	研究の妥当性（5点）	目標の達成度（5点）	成果の有用性（10点）	評価コメント
Ⅳ　自ら評価や新たなハザードへの対応、緊急時対応等に必要な分野	食品中ヒ素の代謝物ジメチルモノチオアルシン酸の発がん性に関する研究	16.4	4.6	3.9	7.9	＜総合コメント＞ 食用海産動植物を多食する我が国における食品安全の面から、有機ヒ素化合物の発がん性に関して着実な進展がみられ、多くの重要な知見が得られている。有機ヒ素化合物の発がんへの関与について、成果が出ることを期待したい。 ＜個別コメント＞ ・4週間の膀胱投与で細胞増殖がみられたのは、発がんへの関与を示唆する。 ・有機ヒ素化合物の発がん性に関する多くの重要な知見が得られた。論文公表も進んでいる。 ・妥当な研究計画に基づいて研究が進められた。 ・着実な進展がみられた。長期研究計画も必要か。 ・*in vivo*変異原性を有さないこと等が、研究で明らかになり、DMMTAの発がんメカニズムの解明に大きく寄与した。 ・DMMTAがラット膀胱粘膜に対して*in vivo*変異原性を有さないことがわかったが、マウスやヒトでの変異原性については今後の研究成果に期待したい。 ・ヒト糞便を用いた研究にあたっては、さらなる対象の均一化などが必要であろう。 ・複数課題に取り組まれ、それぞれに成果は出ているが、最終的に有用な成果は何かがよく分からない。
３　新たな科学的なリスク評価方法の確立	栄養成分・加工助剤に関するリスク評価方法の確立に関する研究	15.5	4.1	3.9	7.5	＜総合コメント＞ 研究計画は妥当であり、栄養成分・加工助剤に関する評価指針案が作成されており、目的は達成されている。今後の指針作成のベースになることが期待される。 ＜個別コメント＞ ・例に基づいてリスク評価の指針案（方向性）が示されたことは評価できる。 ・栄養成分では、ロイシン、ビタミンDに関し評価を行ない、その活用性を示していることは評価できる。 ・加工助剤の指針では、議論が不足した課題の指針策定に向けた解決策の提案、個別の酵素や殺菌剤のケーススタディがあると良かった。 ・栄養成分に対してHOI（最大観察摂取量）の提案は今後の検討課題となるだろう。 ・栄養成分について、special population（配慮を必要とする集団）に関する情報が得られる場合はリスク評価されることが望ましく、その評価結果は、情報提供した方が良い。

平成27年度終了食品健康影響評価技術研究課題の事後評価結果一覧

研究領域	研究課題名	評価点総合（20点）	研究の妥当性（5点）	目標の達成度（5点）	成果の有用性（10点）	評価コメント
３　新たな科学的なリスク評価方法の確立	香料の摂取量に関する評価方法の確立に関する研究	16.3	4.3	4.3	7.8	＜総合コメント＞ 日本独自の単位喫食量を設定する必要がなく、国際標準を使えることが明らかになった。我が国に適した評価方法の確立につながる成果が得られたことの価値は高く、今後の香料のリスク評価に有用である。 ＜個別コメント＞ ・我が国の香料摂取量の推定に関して、今後の方向性を提示できたことは評価できる。 ・目標は概ね達成されている。 ・日本の食物摂取状況調査のデータによるSPET法の評価は妥当である。JECFAの数値が使えることを明らかにしたことで世界標準が使えることになった意義は大きい。 ・研究計画は妥当であり、1年の研究期間内で手堅く研究を進めた結果、香料のリスク評価の実務における有用性が期待される成果が得られた。 ・摂取量推定の妥当性について、何らかの検証が必要になるのではないか。 ・研究成果については、JECFAとの相違点に注目して、論文化すべきである。

参考３－２

平成２８年度採択食品健康影響評価技術研究課題

研究項目	研究課題名
１　危害要因・ばく露実態の評価に必要な科学的知見の集積	食品用ペットボトルから溶出する化学物質の摂取量の推定に関する研究
	食肉由来腸球菌の抗菌性飼料添加物に対する耐性と多剤耐性伝達性プラスミドとの関係についての調査・研究
２　健康影響発現のメカニズムの解明	有機ヒ素化合物による発がんメカニズムの解明
３　新たなリスク評価方法等の確立	経管栄養食品等に含まれるセレン化合物の化学形態に着目したリスク評価及びバイオアベイラビリティに関する研究
	インビボ毒性試験成績のデータベース化とそのインシリコ解析・評価への応用に関する研究
４　その他	血漿マイクロ RNA の発現変動を指標とした化学物質の新規毒性評価系の構築・評価研究
	発生毒性試験における胎児形態異常に関するデータ収集と骨格変異の毒性学的意義に関する研究：フルシトシン誘発性過剰肋骨の発現機序からの考察

参考３－３

平成２８年度食品安全確保総合調査課題

番号	調査課題名	実施状況
１	畜水産食品における薬剤耐性菌の出現実態調査（水産関連プロトコル作成）	調査実施中
２	動物用抗菌性物質の微生物学的影響についての調査	調査実施中
３	アレルギー物質を含む食品のリスク評価方法に関する調査	調査実施中
４	カンピロバクター属菌及びノロウイルスのリスク評価の検討に関する調査	調査実施中
５	清涼飲料水中の化学物質（六価クロム）の規格基準改正に係る食品健康影響評価のための情報収集・調査	調査実施中
６	原材料に着目して料理を品目に細分化する手法等に関する諸外国の実態調査	調査実施中
７	次世代シークエンサーの活用状況等に関する調査	調査実施中

参考4

情報発信、意見交換会等の現状

（「平成28年度食品安全委員会運営計画の実施状況の中間報告について」補足資料）

［ 内容 ］

ページ

１　様々な手段を通じた情報の発信・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１

２　意見交換会・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２

３　リスクアナリシス講座・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３

４　マスメディアとの連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４

５　消費者団体との連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　５

６　学術団体との連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　６

（参考）消費者が関心の高い食品安全関連事項 ・・・・・・・・・・・・・・・・・　７

1　様々な手段を通じた情報の発信

○各種メディアを通じた情報提供については、①「季刊誌」を中心とした紙媒体、②ホームページ、フェイスブック、ブログを通じたネット経由、③「食の安全ダイヤル」を通じた直接対話により実施
○食品安全委員会のメールマガジンである「食品安全ｅ－マガジン」は、リスクアナリシス講座の内容を中心にわかりやすく解説し、広く国民に発信

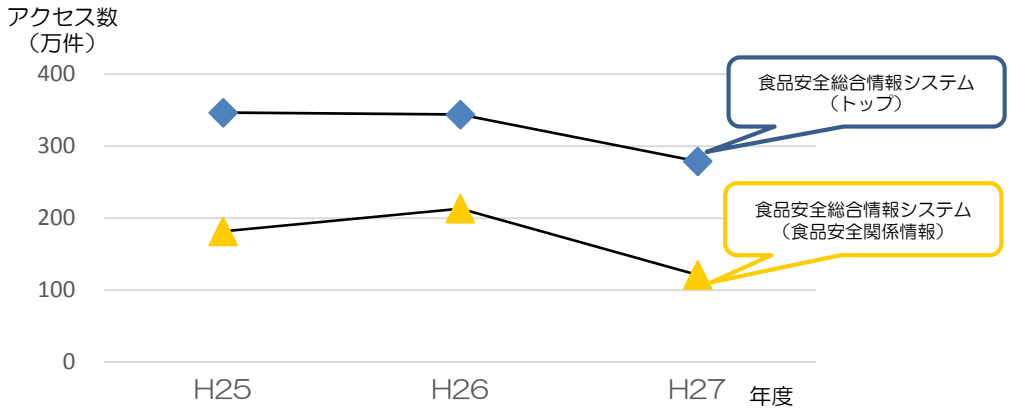
○ホームページの月別アクセス数トップ３

（千件）

順位	平成28年8月		平成28年9月		平成28年10月	
1	食品安全総合情報システム（トップ）	184	食品安全総合情報システム（食品安全関係情報）	317	食品安全総合情報システム（食品安全関係情報）	513
2	食品安全総合情報システム（食品安全関係情報）	110	食品安全総合情報システム（トップ）	262	食品安全総合情報システム（トップ）	220
3	食中毒を防ぐ加熱	67	食中毒を防ぐ加熱	66	トップページ	63

出典：情報・勧告広報課調べ

○食品安全総合情報システムの年間アクセス数の推移



出典：情報・勧告広報課調べ

食品安全総合情報システム（食品安全関係情報）
食品安全委員会が海外の食品安全に関する情報収集を行い、翻訳した上で簡潔にまとめて食品安全委員会WEBサイトで公開（現在、英語、仏語、独語、中国語の情報に対応）

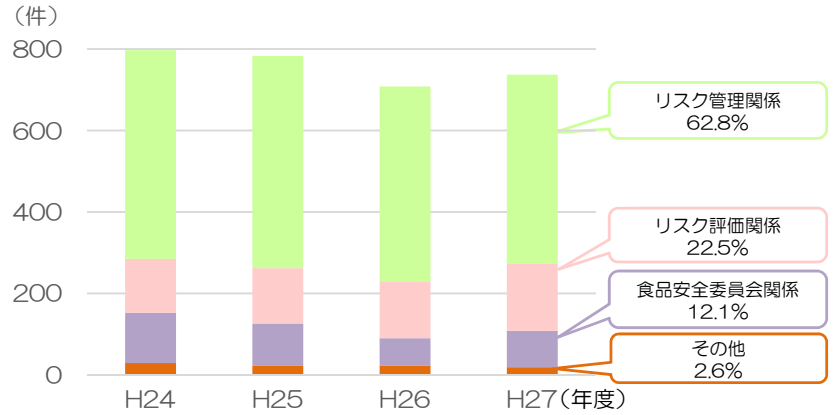
○Facebookの閲覧者数の推移

		25年度	26年度	27年度	28年度（H28.10現在）
Facebook	閲覧者数	10,310	139,762	411,810	221,524（108）
	「いいね！」数	436	1,302	2,976	3,353

＊28年度（）内は対前年同期比

出典：情報・勧告広報課調べ

○食の安全ダイヤルを通じた相談内訳



出典：情報・勧告広報課調べ

○「食品安全e-マガジン」の登録者数

25年度	26年度	27年度	28年度（H28.10現在）
9,757	9,837	10,129	10,133

出典：情報・勧告広報課調べ

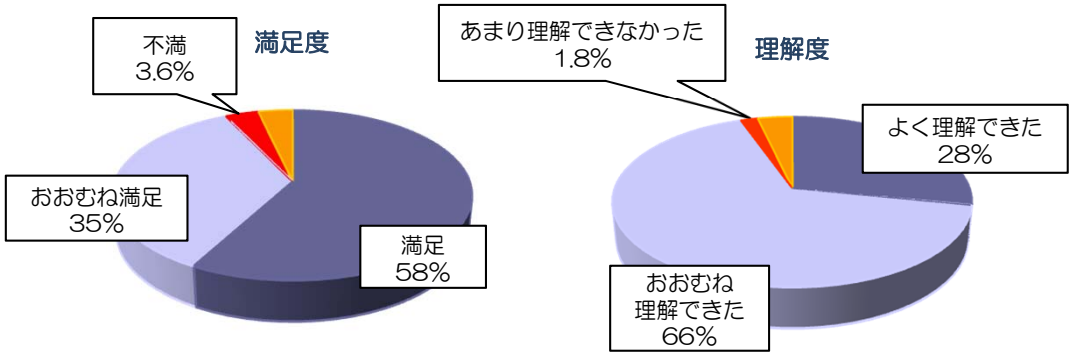
食品安全委員会 Food Safety Commission of Japan 内閣府

2　意見交換会

○学校教育関係者（重点対象）との意見交換会は、①学校教育関係者を対象とした研修会の開催、②地方自治体の学校給食や栄養教諭の研修会への講師派遣、③「キッズボックス総集編」の小学校・中学校への配布により対応
○一方、食品関係事業者については、食品を供給する立場として重要な位置づけにあるものの、同様な形での情報発信は行われていない

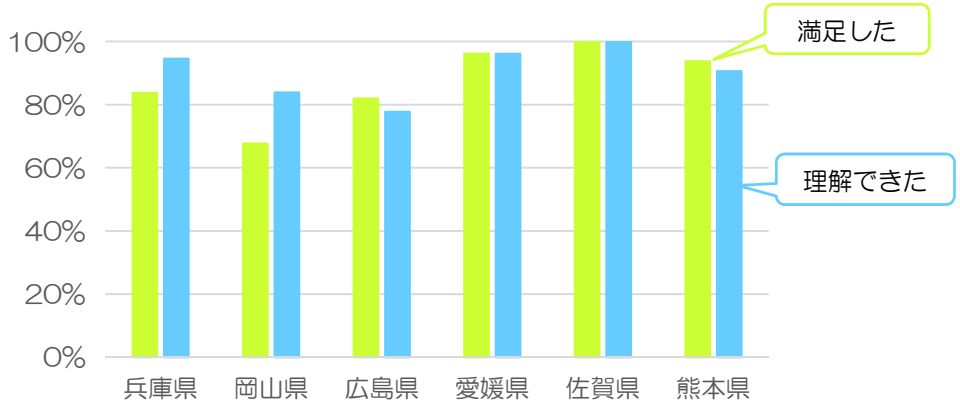
参加者の満足度、理解度ともに高い状況

○「学校教育関係者を対象とした食品安全に関する研修会」（東京都）の評価



アンケートに基づいて情報・勧告広報課で集計（平成28年度）

○「小学校等の食に関する教育関係者を対象とした意見交換会」の評価



アンケートに基づいて情報・勧告広報課で集計（平成27年度）

○キッズボックス総集編の配布状況

○印刷部数：180,000冊
○主な配布先（トップ5）

配布先	配布箇所数	配布部数（部）
全国の小学校・中学校等	1,772	153,393
図　書　館	49	4,305
地方自治体	138	4,147
消費生活センター	491	2,833
高校（希望校のみ）	36	1,015



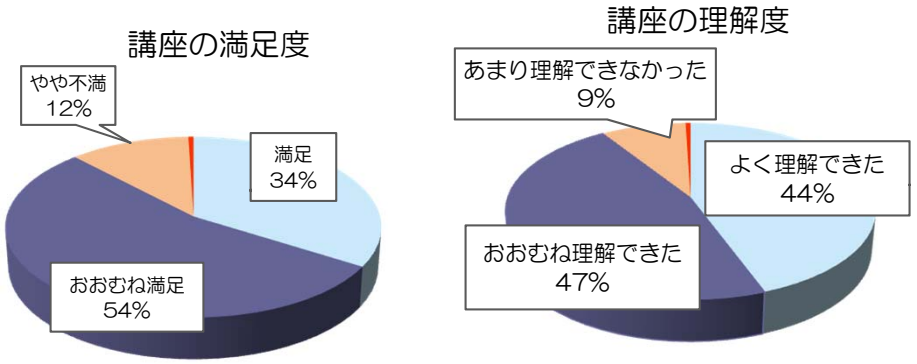
キッズボックス総集編表紙

3　リスクアナリシス講座

○リスクアナリシス講座を通じて国民への科学的知識の普及を推進。参加者からは、その内容が高く評価されるとともに、講座内容の理解も進んでいる状況。
○消費者は「食中毒」、「健康食品」、「食品添加物」といった身近な事項に対する高い関心を有しており、今後、こうしたニーズに的確に対応することが必要
○一方、リスクアナリシス講座の参加者は、食品関係事業者が中心となっており、参加者のすそ野の拡大が必要

リスクアナリシス講座については、満足度、理解度ともに９割程度と高い状況

○平成27年度　リスクアナリシス連続講座の評価



アンケートに基づいて情報・勧告広報課で集計

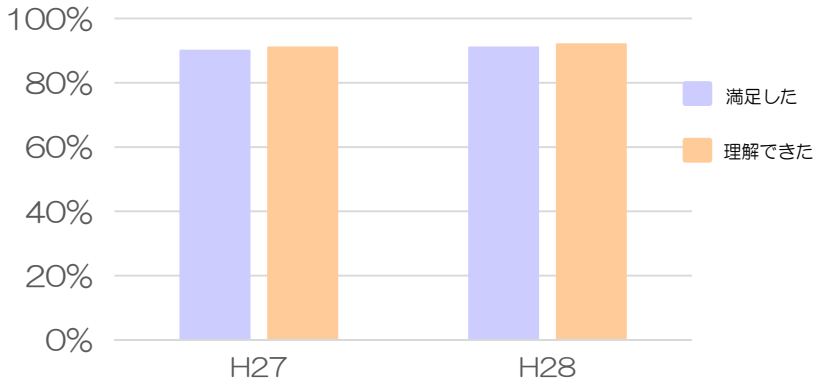
○消費者の関心が高い食品安全関連事項

順位	テーマ
1	食中毒
2	健康食品・サプリメント
3	食品添加物
4	食品表示
5	農作物・農薬

本調査は、食品安全モニター（304名）を対象にデルファイ法により実施

食品安全モニターによるグループワーク結果に基づいて情報・勧告広報課で作成

○リスクアナリシス講座（地方開催）の評価



アンケートに基づいて情報・勧告広報課で集計

○リスクアナリシス連続講座の参加者構成

25年度		26年度		27年度	
食品関係事業者	61%	食品関係事業者	61%	食品関係事業者	52%
食品関係以外の事業者	7%	食品関係以外の事業者	12%	食品関係以外の事業者	12%
一般消費者	6%	一般消費者	6%	一般消費者	8%
その他	26%	その他	21%	その他	28%

＊その他には「マスコミ」「公務員」「学生」が含まれる

アンケートに基づいて情報・勧告広報課で集計

4　マスメディアとの連携

○マスコミ関係者に対する食品安全に係る知識の普及活動は、「報道関係者との意見交換会」（2か月に1回開催）により対応
○講義の内容については、専門的な内容も含む中級程度の難易度であり、参加者の多くが日常業務として食品安全と直接かかわっていないことから理解は難しい状況

○「報道関係者との意見交換会」開催実績

開催月	テーマ
H27. 10	遺伝子組換え
12	カビ毒
H28. 3	塩と健康
5	化学物質
7	食中毒
10	情報利用

平成28年度の意見交換会では、新たなメディアの参加もあり、参加者のすそ野は着実に拡大

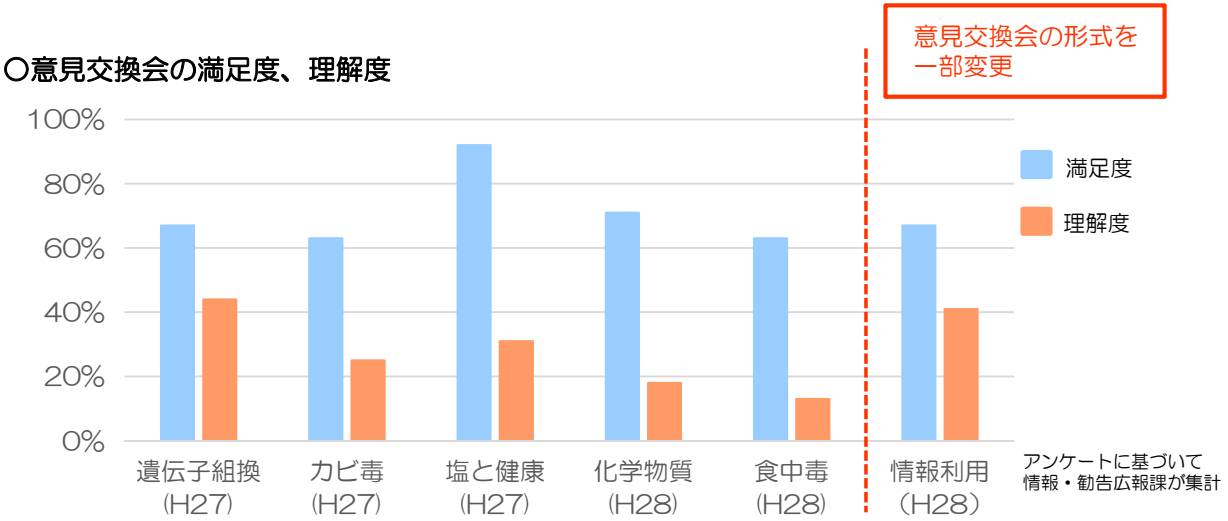
○出席者内訳

	出席者数（27年度）	出席者数（28年度）
全国紙	33	18
専門誌（食品）	22	9
専門誌（農業）		4
週刊誌		1
ネットニュース関係	1	4
雑誌・その他	18	6
のべ人数	74	42

28年度は10月現在

出典：情報・勧告広報課調べ

○意見交換会の満足度、理解度



アンケートに基づいて情報・勧告広報課が集計

○意見交換会に対する主な意見

（テーマ選定）
- 時機に応じたテーマを設定してほしい
- 記事になるような事項をテーマとして設定してほしい

（説明内容）
- 生物や化学などの基礎的知識がない記者には内容がほとんど理解できない（同意見多数）
- 専門誌と一般紙の記者を分けて別々に意見交換会を開催してほしい
- 関心分野（GM食品、健康食品等）について、より詳細な説明をしてほしい

（その他）
- 情報交換会の位置づけが不明。報道関係者への情報発信なのか、知識向上のための勉強会なのか、目的を明確にすべき。
- 消費者や業者が行うべき対応策について、国民に食品安全委員会が伝えたいメッセージを明確にしてほしい

アンケートに基づいて情報・勧告広報課で作成

５　消費者団体との連携

〇消費者団体との食品安全に係る情報交換は、「消費者団体との意見交換会」（3か月に１回開催）により対応。意見交換会は、毎回、各消費者団体から１名が参加。テーマに沿って当委員会委員との懇談形式で様々な意見を交換。
〇少人数による意見交換会のため、話題（テーマとは違う場合あり）毎により掘り下げた情報交換が出来ているのが特徴

〇「消費者団体との意見交換会」開催実績

開催月	テーマ
H27.7	酒と健康
１１	遺伝子組換え食品
H28.3	いわゆる「健康食品」
７	食中毒
１０	食品の保存

〇参加団体一覧（平成27年度）

消費者団体
主婦連合会
全国消費者団体連絡会
全国地域婦人団体連絡協議会
消費科学センター
日本生活協同組合連合会

（順不同）

〇リスクコミュニケーションに関する意見（抜粋）

（「食品を科学する－リスクアナリシス講座」）
・非常に勉強になった。会場に来られない方にも様々な形で情報提供してほしい。今後も開催をお願いしたい。

（リスクコミュニケーション）
・食品安全委員会のリスクコミュニケーションはだんだんとマンネリ化していると感じる
・リスク評価機関（食品安全委員会）とリスク管理機関（厚生労働省及び農林水産省）がお互いに連携して説明すればリスコミもわかりやすくなると思う

（遺伝子組換え食品）
・時間はかかったが、関係者が丁寧なリスクコミュニケーションを行ってきたことで、遺伝子組換え食品・作物についての不安は払しょくされてきていると思う

（いわゆる「健康食品」）
・報告書（「いわゆる「健康食品」に関する報告書）がマスコミの方々にまだ浸透していないことを残念に思う

（情報提供の工夫）
・食品安全委員会が開催したアクリルアミドの説明会について、資料がわかりやすい
・食品別に食中毒の予防方法を説明するという切り口もあるのではないか
・厚生労働省や農林水産省でも食中毒についての情報提供を行っており、これらと連携することも良いのではないか

議事録に基づいて情報・勧告広報課で作成

6 学術団体との連携

○学術関係者との連携については、学会への参加及びブース展示を通じて実施。また、レギュラトリーサイエンスに関し、優れた研究成果のあった研究者については、その功績に報いるための顕彰制度（大臣賞など）を創設。
○海外のリスク評価機関との連携は進展。一方、国内の独立行政法人や地方自治体の研究機関、大学等との連携は希薄。

各種学会との関係構築は進展。これを足掛かりに大学、独立行政法人との連携構築が課題。

○平成28年度　学会に参加した主な事例

日本毒性学会（7月2日）	愛知県
日本先天異常学会（7月30日）	兵庫県
日本食品微生物学会（9月15日）	東京都
日本防菌防黴学会(9月26日）	東京都
日本養護教諭教育学会（10月8日）	北海道
日本マイコトキシン学会（12月1日）	東京都

出典：情報・勧告広報課調べ

○平成28年度　学会へのブース展示状況

PRION 2016 TOKYO（5月10日～5月13日）	東京都
ifia JAPAN 2016（5月18日～20日）	東京都
日本調理科学会（8月28日、29日）	愛知県
日本栄養改善学会（9月8日、9日）	青森県
日本環境変異原学会（11月17日、18日）	茨城県

出典：情報・勧告広報課調べ

レギュラトリーサイエンスの発展に貢献した研究者を顕彰する我が国唯一の制度

○顕彰制度の概要

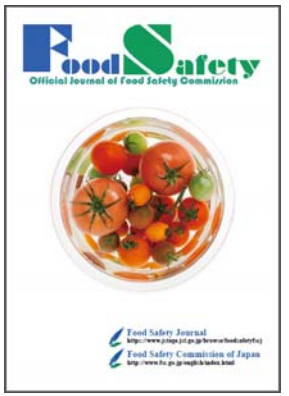
○趣旨
食品健康影響評価等の実施に当たっては、高度な科学的知見を持った学識経験者等の役割が大きい。一方、食品安全に関する表彰制度等が存在しない。このため、学識経験者等の貢献に報いるため、食品安全担当大臣による表彰制度を新設。

○表彰対象
① 食品健康影響評価事業の企画・実施に貢献した者（食品安全委員会の委員等）
② レギュラトリーサイエンスを発展させることにより、食品健康影響評価・調査技術の向上等に貢献した者
③ 科学的知識の普及に多大な貢献をした者

食品安全に関する我が国唯一の英文ジャーナル

○「Food Safety」の概要

	Food Safety
発行者	食品安全委員会
創刊	2013年
年間刊行数	年４号
公開方法	J-Stage
投稿受付方法	メール・郵送
Pubmed	申請準備中
Impact Factor	申請準備中



（参考）　消費者が関心の高い食品安全関連事項

○平成28年度の食品安全モニター研修では、①デルファイ法（※）によるハザードの優先順位付け、②食品安全情報の伝え方についてグループワークを実施
※多数の専門家らにアンケート調査やその結果のフィードバックを繰り返し、全体の意見をまとめる手法
○欧州食品安全機関(EFSA)の研究では、デルファイ法により食品安全の分野に関する優先順位の高い作業を特定

○消費者が関心の高い食品安全関連事項（再掲）

順位	テーマ
1	食中毒
2	健康食品・サプリメント（＊）
3	食品添加物
4	食品表示
5	農作物・農薬

＊食品安全モニター研修において「健康食品」に関する説明を行っている。
食品安全モニターによるグループワーク結果に基づいて情報・勧告広報課で作成

○食品安全関連情報を伝達する場合の対象者（＊）

順位	対象者（グループ）
1	学生（大・高・中・小学生（保護者を含む））
2	地域住民（自治会、町内会、婦人会など）
3	高齢者
4	職場の同僚
5	食品製造業者

＊家族・友人などの個人的な関係者を除く
食品安全モニターによるグループワーク結果に基づいて情報・勧告広報課で作成

○ EFSAにおける食品安全の分野に関する優先順位の高い作業（研究事例）

調査対象：EU域内の食品安全の分野におけるリスク評価に関連する科学者

調査方法：デルファイ法（3回の反復調査）により、５分類の優先順位の高いテーマを特定

調査結果（抜粋）

分類：化学物質
化学物質汚染のリスク評価手法の調和
累積暴露評価
乳児・幼児用食品
新たな汚染物質

注：優先度の高い順ではない

EFSAホームページの資料に基づいて情報・勧告広報課で作成

食品安全に関するリスクコミュニケーション等の今後の取組方針

参考5

○食品安全に関するリスクコミュニケーションについては、「食品の安全に関するリスクコミュニケーションのあり方について」（平成２７年5月２８日　食品安全委員会報告）において、その望ましいあり方が提言されている状況
○食品安全員会は、①ホームページ、フェイスブックなどを通じた情報提供、②リスクアナリシス講座の開催による科学的知識の普及、③学校教育関係者への研修等を通じた若者に対する情報発信の強化、④正確な報道のための報道関係者との意見交換会の開催などの活動を実施
○消費者と専門家との間では食品に係るリスク認識に隔たりがある中、今後の国民全体に対する食品安全に係る科学的知識の普及は、長期的な取組として戦略的に実施することが不可欠
○戦略的なリスクコミュニケーション等を実施するためには、限られた資源（人員、予算）の効率的な活用の観点から、今後のリスクコミュニケーション等の実施分野（テーマ）や対象者（関係グループ）の重点化が不可欠

国民の関心の高い事項に重点化を図る

【資源（人員、予算）の有効活用】
- デルファイ法による食品安全分野で優先順位の高い事項の特定（食品安全モニターの活用）
- 意見交換会、講師派遣等のテーマの重点化
- デルファイ法の結果等も踏まえ、実施状況調査の見直しの検討

最新の情報発信媒体を活用した効果的かつ効率的な情報発信を図る

【リスクアナリシス講座の刷新】
- 名称を変更した上で、基礎講座と中級講座に分割

【効果的な情報発信】
- フェイスブックについて、機動的な情報発信等のための新たな情報発信体制の構築
- 食の安全ダイヤルの対応体制の見直し

【食品安全の知識の若年層への普及】
- 学校教育関係者への情報発信の充実・強化
- 基礎的な科学的知識の普及に資する教材の充実

科学的知識に基づいた報道の推進を図る

【報道関係者に対する食品安全に関する知識の普及】
- 時機に沿ったテーマ設定
- ブロガー等のすそ野の更なる拡大

消費者団体と連携して消費者への情報発信の強化を図る

【消費者団体を通じての食品安全に関する知識の普及】
- 「消費者団体との意見交換会」の内容充実
- 各種意見交換会等での連携強化

研究者と連携した情報発信の推進を図る

【研究者との連携強化】
- 各種学会へのブース展示を通じた学会、大学関係者との関係構築（リスク評価結果の学会での講演、学会での調査研究事業の発表、学会と連携したシンポジウムの開催等）

食品関係事業者と連携した情報発信の構築を図る

【食品関係団体を通じての食品安全に関する知識の普及】
- リスクアナリシス講座への参加の呼びかけ
- 新たに意見交換の場の設置を検討

リスク管理機関との一層の連携強化を図る

【リスク管理機関と連携した効果的な情報発信】
- リスク管理機関の参加によるリスクアナリシス講座の内容の充実
- ハザード情報の共通化及び省庁間での共有化の推進

参考６

平成２８年度食品安全委員会緊急時対応訓練の骨子

食品安全に係る緊急時対応を、関係府省と協力しつつ迅速かつ確実に行えるよう、以下の訓練を実施する。

重点課題	関係府省と連携した迅速かつ確実な初動対応を実施するための組織能力の強化				
形　式	実務研修 （研修・講習会等）				確認訓練 （シナリオ非提示の実動訓練）
目　的	緊急時における対応手順を理解し、迅速な対応につなげる。	夜間･休日でも緊急時対応が可能な体制を整備する。	緊急時における国民への情報提供を、メディアの協力を得ながら分かりやすく正確に、かつ迅速に行うための知識や技能を養う。		緊急時における組織全体の対応手順を確認し、組織全体の対応能力の向上を図るとともに、実務研修等によって習得した技術・知識のレベルを確認する。
訓練名称	**緊急時対応手順研修**	**情報発信研修**	**メディア対応研修**		**確認訓練**
			基礎講義	**実践研修**	
対象者	新任者を中心とした事務局職員	新任者を中心とした係長級の事務局職員	委員及び事務局職員	事務局職員	委員及び関係事務局職員
実施内容	･「緊急時対応手順のポイント」の内容に係る講義を行う（「新規着任者研修」の一講座に位置づける）。	･緊急時における委員会ホームページ、Facebook 等による情報掲載に係る研修を行う。	・メディア関係者等から、緊急時における資料作成のポイントに係る講義を受ける。	・メディア関係者向けの資料（ハザードの概要等）を各自で作成し、模擬記者会見を行う。 ・メディア関係者、消費者団体等から講評・助言を受ける。	・消費者庁主導のもと、実践的なシナリオ（非提示）で、関係府省庁合同の実動訓練を行う。
実施時期	４月（異動の状況を踏まえ、適宜実施）	６月～９月（随時）	１０月頃	１１月頃	１２月上旬
所要時間	０．５時間	１時間／回	１．５時間	２時間＋１．５時間	１日（業務時間内）

別　紙　1

平成２８年度における企画等専門調査会調査審議スケジュール

月	調　査　審　議　事　項
６月	○ 平成２７年度食品安全委員会運営状況報告書について ○ 平成２８年度食品安全委員会が自ら行う食品健康影響評価の案件選定の進め方について ○ 平成２８年度食品安全委員会緊急時対応訓練骨子について
１１月	○ 平成２８年度食品安全委員会運営計画の実施状況の中間報告について ○ 平成２８年度食品安全委員会が自ら行う食品健康影響評価の案件候補の選定について
平成２９年１月	○ 平成２９年度食品安全委員会運営計画について ○ 平成２８年度食品安全委員会が自ら食品健康影響評価を行う案件候補の選定について ○ 平成２８年度食品安全委員会緊急時対応訓練実施結果、平成２９年度食品安全委員会緊急時対応訓練計画等について

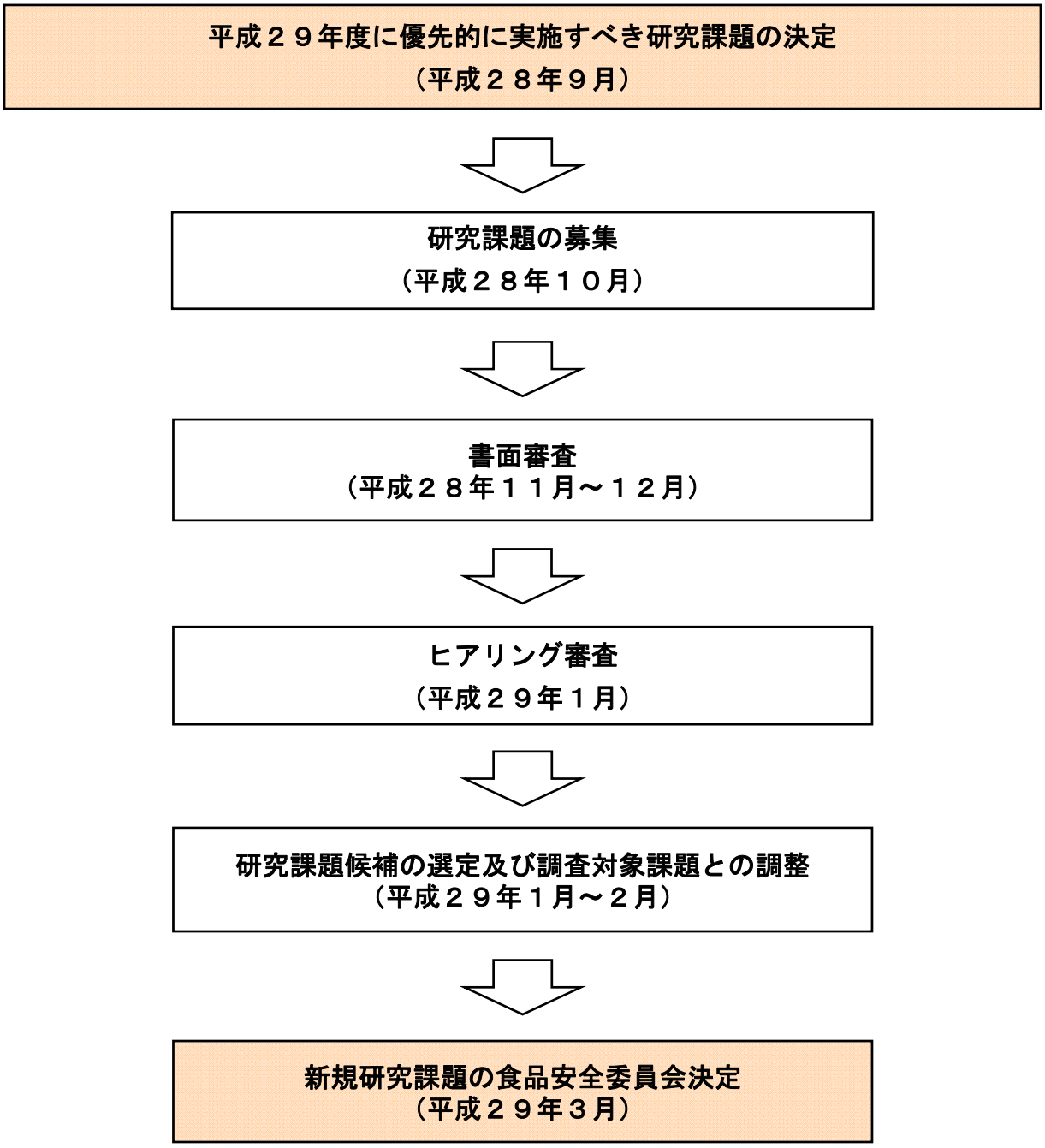
別　紙　２

平成２８年度における「自ら評価」案件の選定スケジュール

月	事　　項
平成２８年６月	○　企画等専門調査会における審議 ・「自ら評価」案件選定の進め方について
７月	○　ホームページ等による一般からの意見募集の実施 ○　専門調査会、食品安全モニター等からの意見、ホームページ等により募集した一般からの意見、要望書等の整理
８月～１０月	○ 事務局による「自ら評価」の案件候補の整理
１１月	○ 企画等専門調査会における審議（第１回絞込み） ・前年度までの「自ら評価」のフォローアップ ・「自ら評価」の案件候補について議論
平成２９年１月	○ 企画等専門調査会における審議（第２回絞込み） ・「自ら評価」の案件候補の決定
２月	○ 食品安全委員会における審議 ・「自ら評価」の案件候補について議論 ・その他の案件の取扱い（情報提供など）を決定 ○ 意見・情報の募集
３月	○ 食品安全委員会における審議 ・意見・情報の募集の結果を踏まえ、「自ら評価」案件を決定

別　紙　３

平成２９年度新規研究課題決定までのスケジュール



別　紙　4

平成２８年度の研究事業評価実施スケジュール

〔平成２７年度に終了した課題の事後評価〕

事後評価の実施（平成２８年７月）

↓

食品安全委員会への報告（平成２８年９月）

↓

研究成果発表会（平成２８年１０月）

〔平成２７年度に実施する課題の中間評価〕

研究成果報告書（中間報告書）の提出期限
（平成２８年１１月）

↓

中間評価の実施（平成２９年１月）

↓

食品安全委員会決定（平成２９年３月）

別　紙　５

平成２９年度に実施する調査課題の選定

